自主対応型安全衛生活動の考え方・進め方

ILO安全衛生部長小木和孝氏に聞く

全国安全センターでは、自主対応型の労働安全衛生活動の実践・普及、そのためのILO 「安全、衛生、作業条件トレーニングマニュアル」の活用を進めていますが、その推進のた めに、連載で特集記事を掲載していきます。各地の活用事例・経験、及び、マニュアルの解 説・補助教材となるような内容を紹介していく予定です。今号では、それに先立ち、アジア 各国でマニュアルを使った実践をてがけ、日本語版マニュアルの監訳者でもあるIL〇安全 衛牛部長の小木和孝氏へのインタビューを紹介します。小見出しが言わば質問で、それに対 する小木氏の答えを編集部の責任でまとめたものです。

自主対応型安全衛生活動のはじまり 一 一フィリピンでの経験から一

アジアで最初にとらえたのは活動家ですね。 活動家といえども、そんなに現場に入り込んで いるわけではないから、職場の安全衛生条件の 向上にそう貢献したとはいえません。で、こう いうやり方でうまくいくはずだと(こちらから) いって。中小企業でやりたいという気はあった から、中小企業を対象にしてやりましょうとい って、そういう専門家クラスを最初に説得した ら、面白いじゃないかということになって、そ れで始まった。

参加してくれる経営者を探すのが一番の苦労 で、それはこちらも最初からそう思ってたんで すね。いろいろと、日本の日経連みたいなとこ ろに話をつけて、それでいいですよといってく れるんだけれども、ちっともそれでは参加して くれる人が出てこないわけ。

しょうがないので、ケソン市でやろうと決め て、ケソン市のいろいろな業者団体に行ったわ け。靴の産業の団体とか、家具の団体とかです

ね。そこへ行って話をして、すると、面白いと いう人が何人か出てくる。最初はマニラ中から、 そういう人を掻き集めてやった。やり出したら、 ご存知のようにフィリピン人は乗ってくるから。 もう、すぐうまくいったという感じね。

ミソは、現場ですでに改善が行われていると いうこちらの信念で、それはあったわけですよ。 前からのいろいろなスタディなどもあるし。だ から、現場へ行って、まずいいところを集めま しょうと。そのスライドをとって、千枚とれば 百枚はいいところがあると。で、いいところだ けのスライドを使う。

二百枚もあれば、安全衛生、人間工学の基本 線は全部出ちゃう。それも、現場のいい例で示 せるわけでしょ。日本のいわゆる専門家と話し て、一番あれと思うのは、そういうことを信じ ていないことですね。現場にいい例があるとい うことを信じていない。自分たちが何か説得し てやらないと、現場が改善しないんじゃないか と、今でも思っている。でもそれはまちがいで



安全衛生の原点と中小企業での展開 一職人世界から学ぶもの一

現場にすでにある改善に学ぶということは、 僕自身の考えでいえば、公害が全く同じだと思 うんですよね。公害というのは、環境と人間と の接点でしょ。なぜ公害が問題になったかとい えば、やはり、技術が変わりすぎたために、環 境との関わり合いが大きく変わりすぎた。小さ く変わっていれば、人間社会というのはうまく 適応できるわけよ。それが、まあ職人世界だと。 職人世界が長年続いてきたもとでは、環境問題 はそんなに深刻化しない。それぞれ何か打つ手 を考えるから。もちろん、それだけではつかみ きれない新手の災害も常にあるけれど。

職人生活を何世代もかけてやっているところ では、安全衛生も、そう深刻化しないというの が、伝統だったと思うの。それが、近代産業が 入ってきて、大きく様変わりしたんで、だめな わけでしょ。日本の公害問題も、巨大技術的な ものがわっと入ってきて、環境適応できないと ころに常に起こってきたわけだから。それと同 じで、労働安全衛生も、新手の技術が入ってき て、それに適応できかねるところで問題が深刻 化する。

ということは、現場ではそれぞれ考えて手を

打っているに違いない。実際にそうなんですよ。 それをもう何千年も人間はやってきているわけ だから。そう考えれば、中小企業は、遅れてい るのではなくて、そういう経験を交流するだけ の横のネットワークがないだけで、実際はいろ いろとやられているに違いない。だから、その やられていることを育てれば、現場的な技術を 使っているわけだから、現場的な技術で解決に 役立つ改善があるに違いない。実際に調べれば、 そのとおりにあるんですよ。そのとおりなんだ ということを、まだわかっていない人がいると いうことなんだ。

アクション型のチェックリストを武器に -一精密な測定・評価がいつも必要か一

これまでの専門家が請け負う形の安全衛生を やめて、改善型の安全衛生の展開をフィリピン で始めたのが84年ですからね。85年にインド、 86年にタイでやって、だからまだそんなにたっ ているわけではないわけ。最初は、こっちもト コトン自信があったわけではないわけ。で、フ イリピンでやったからといって、インドでうま くいくというわけでもなかろうと。

方法もいろいろと変えたわけですよ。ほめる という基本線は変わらないんだけれども、つま り、現場のいい例を集めるという基本線は変わ らないんだけれども、集めてきた例をどういう ように説得して、グループ活動をやるかという のは、84、85、86年ころに徐々にできた。チェ ックリストをどう使うかも、こっちはチェック リスト派だからさ。チェックリストが意味があ ると思ってたんだけれども、84年に最初にフィ リピンでやったときは、ILOの他の人もチェ ックリストが役に立つとは思ってなかったわけ。 こちらは経験があるから、役に立ちますよと。 それで、アクション型のチェックリストを進め て、まあそれがたいへんうまくいったわけです

それを参考にして、それぞれの地域・職域に 合った方法で使うというのがうまくいった。

・・現場に密着した安全衛生活動・・・・ ーローカル・プラクティスに 依拠すること一

まあ、現場の安全衛生が全部すんなりうまく いっているかというと、そうではないからこそ 問題があるわけで。それをどうするかというこ とが、一番肝心なんですけれどね。

だけど、やはり、現場でやられていることに 依拠して、その上に積み上げるというやり方が 必要だということは、まさにそうだと思ってる んですけれどね。その原則からいえば、ビルド ・ローカル・プラクティスですね。ということ は、ローカル・プラクティスが先にあって、現 場でやられていることの中に、いい面もあれば 失敗もあるし、それから、うまくいくとは限ら ないし、横の経験がつながっていないわけだか ら、そこに入り込んだ人たちがうまくアドバイ スできるという側面は常にあるわけです。まあ だいたい医者とか技術者というのは、そもそも そういう立場のものでしょうけれども。そうい う側面を認めつつ、しかし、現場ですでにやら れていることの中にいい面があって、それを積 み上げるしかない。積み上げることが、一番解 決に早くつながる。そういう、何というか、確 信だね。

それと、もう一つ、最初から考えていたのは、 外から入り込んでいい解決方法を見つけてあげ て、そのいい解決方法が現場に適応されるのを 待っていたのでは、全世界に何億とある中小企 業の現場全てに、とても手が及ばない。そうい うのを、全部、専門家が入れ知恵をしてあげて 現場をよくするのを待つというのは百年を待つ どころか千年待ってもだめなんで。それは、と

ても待てない。

たとえば、日本の監督官を考えても、数だっ て限られているわけです。だから、監督官が行 ったって、いちいち全部測定してあげて、処方 箋を書いてあげて、その処方箋が企業主にわか ってもらえて、企業主が金を出しますと言って、 それから専門家がもう一度、それではそれを具 体化するためにはっていうアドバイスをしてあ げて、というのを待っていたのでは、とても待 ち切れない、いうのは基本にあるわけです。

改善のプライオリティは現場で ……

改善のプライオリティは現場が決める、と思 うわけ。だって、中小企業のいろいろな現場を 考えたら、全部の現場で、科学的に、合理的な ように、全ての解決策が、明日からうまくいく ってことはないわけでしょ。

するともう、ハナから、そのプライオリティ を決めていかなければいけない。そのプライオ リティを決めるのは誰かといったら、現場の人 が決めるべきであって、外から出かけていった 人が、これが一番いいですよと言ったってだめ なわけ。だいたい、やってくれないし、これが 一番プライオリティだってことが的を射ている かどうかの何の確証もないわけですよ。そうし たら、やはり、現場の人がやりたいというのを やるというのが、プライオリティとしては一番 正しい決め方だと思う。

------ 安全衛生教育について ·------ーインフォームドコンセントの重要性―

教育、エデュケーションというのは、ウエル インフォームという言葉がありますし、イン フォームド・コンセントという言葉もあります が、要するに、情報を的確につかんだうえでと いうことがありますよね。それが、アドバイザ



一の役目だと思いますね。

でも、それもやはり、現場でどういうふうに やっているかということを離れて、情報という のは伝わらないし、向こうも受け止めてくれな いわけだから、ローカル・プラクティスから持 ち上げていくわけですよ。

全部の職場で一斉によくならないわけだから。 じゃあどうするかというのが、われわれの目の 前にある問題でしょ。そうしたら、現場でまず できることをやる。それで自信を持ったら、次 にどうするかということでやる。これは、安全 衛生は、実は全てそういう立場でやってきたと 思うんですけれどもね。

教科書的にいうと、最善のオプティマムの状 態があって、それに合わせてオプティマムの状 態にいかに近付けるかとやって、専門家がこれ が一番大事なんですよと決めるというふうにな ってきたと思うんだけれど、実際に世の中で起 こっているのはそうではない。やはり、現場で できることから手を染めて、学びながら、次に 必要だということをやっていく。もちろん、や っていくときに、もっとひどい職業病とか災害 とかを忘れている場合もあるわけだけれど、で も、それも外からこっちの方がいいとはいえな いでしょ。そういうことが正しいかどうかもわ からないし、だいたい、少しやり始めた人はエ

ンカレッジして次にやっていくということが安 全衛生の基本だとすれば、そういうエンカレッ ジがつくようなかたちで仕事をするのが一番い いわけだから。

> - 行政への期待 -----一国家基準作りからアドバイザ リー・サービスの担い手へ一

労使双方の自主的な取り組みという場合の. 行政の役割というのは、ナショナル・スタンダ ードを提示するだけではないんですね。それだ けではだめだということは、何というか、日本 も含めてはっきりしているわけですから。

現場の人が自分たちで問題点を的確につかむ のを支えてあげるということと、それから、そ れを解決するいろいろなオプションがあるわけ でしょ。そのオプションを教えてあげる。つま り、それは、アドバイサリー・サービスに徹し ていくということですね。で、それは、国家標 準を定めてそれでやるという基準ベースのこと と、車の両輪であって、基準を片一方で決めて、 その引き上げを図るということと同時に、非常 に具体的で役に立つアドバイスを与えていかな ければいけない。それがアドバイサリー・サー ビスということです。ところが、アドバイスの 与え方も、外から強圧的に与えていたのでは、 実際にアクションに結び付かないわけでしょ。 アクションを起こすにはどうしたらよいかとい うのが、今の一番の問題点だと思うわけです。

だから、基準を定めてその基準を守らせるよ うに強制力を働かせて社会的に啓発を図れば、 それでみんなそうだとわかっていくというのが、 基準ベースの考え方ですけれど、それはもう完 全に破産してしまったわけね。完全に破産した。 実際問題としても、それから、考え方としても。 そうしたらどうするかというところにきて、そ れに代わるものを考えようとすれば、やはり、

現場主義でいくしかしょうがないわけでしょ。

──巨大技術の中で労働者の一人···── ひとりは安全衛生を担えるか

巨大システムの中に個は埋没してしまい、自 主対応型の安全衛生活動は無力だという声をき きますが、無力だというからには、他のよりよ い方法があるわけでしょ。それはどういう方法 なんですか。システム的に考えるにはシステム 的に分析して、その中で一番貢献度の大きい対 策を考え出して、それを現場に説得してやらせ ると。で、外から持ち込めば、科学的なんだか らみんないうことを聞いてくれると。そういう ことでしょ。それでうまくいくんならいいわけ だけれど、うまくいかないんじゃないですか。 いかないから、今度の原発騒ぎにしてもボパー ルにしても、イギリスのパイプアルファにして も、巨大技術が持っている本来の弱味、つまり 外から持ち込んだ規範でいけばうまくいくとい うタテマエでしょ。そこに一番欠けているのは、 マネージメントの観点ですよ。別の言葉でいえ ば、組織の問題。

例えば、イギリスで今非常に議論があって面白いと思っているのは、例のパイプアルファの事故が起こって167人死んで、で、なぜ起きたかというのをやって、カレン・レポートというのが出されているわけです。去年の11月に出たばかりのレポートですけれども、そこでいっているのは、起こり得べくリスクをきちっととらえて、それをマネジメントしていく体制がなかったと。それは要するに、巨大技術ほどないわけよ。システム的に考えられた方がうまくいくということはないわけです。で、カレン・レポートの教訓は、やはり、現場の人に学んで、外から基準を持ち込んでそれを守らせるというのではなくて、マネジメントを育てないとだめだと。まあ、マネジメントという言葉には、日本

人はまだ抵抗があるかもしれないけれど。でも、 組織ですよね、組織的な対策を講じて、みんな が参加できて、現場の人の声を積み上げて、こ こが危ないとみんながいい出したら、ここにす ぐ手を打つという、現場の声にすぐ応えるよう な体制ができてないから、パイプアルファが起 きた。そういう認識ですよ。

作業組織と安全衛生一有害環境、人間工学、労働時間改善ともう一つの課題

今度のILOとスウェーデンのトレーニング マニュアルの中に、ワーク・オーガニゼーショ ンの一章がありますよね。この点が日本のこれ までの安全衛生のとらえ方より大分広いかもし れない。ワーク・オーガニゼーションの問題と いうのは、現場のグループ・スタディをして、 解決策一それは参加型の解決策一を見いだして もらって、そこで、みんなが作業計画、安全衛 生計画を含めた計画に参加してもらって、やる というそういうタテマエなんです。だから、そ れが日本でわかりにくいというのは、ある意味 でわかるような気がするんですけれど。やはり 規範型のはだめだということなんですね。現場 に人たちが参加して、決まったことだけやると いう体制ではなく、仕事の仕組みも考えたい、 グループ・ワークも考えたいと。ただし、グル ープ・ワークを考え出せば、いろいろなノウ・ ハウがあって、バッファー・ストックを入れる とか、コンベアをやめちゃうとか、グループの 目標を立ててやるとか、そういうことなんです けれど。

··· QC活動とどこがちがうか ······

そうね。やはり、参加の目標立てから自分たちでやっていくということが、QCと違うとこ

ろじゃない。QCというのは、やはり経営目的があって、かなり精神訓話的なところで全員参加でやっちゃうわけでしょ。ただ、QCがうまくいく理屈はあって、小集団でやるからうまくいくわけ。だから、小集団を使うというところでは一致するわけだけれども。

···改善効果の評価について……

改善の評価については、よく聞かれますが、 改善すればそれでいいんじゃないかというのが、 僕の答えです。それから、もし評価を入れると すれば、それは、次にどうつながるかというこ とが、一番大切なことです。一斉に全部よくな らないということを基本に考えていくわけだか ら、そうすると、次から次へとつながっていく のが一番いいわけですよ。ある改善をしてそれ がどのくらい効果があったかという評価は、非 常にスタティックな評価なわけですから、もっ とダイナミックに評価しようとすれば、その次 にどうつながっていくかということが大事で、 その次にどうつながっていくのかというのは、 組織的な要因ですよね。その次にどういうふう にみんなが計画に参加できて、これならこれで いいというふうなみんなの意見を取り上げる体 制があって、まずいとなったらそのまずい点を みんなで討議し合うような体制ができていくも のかどうかということが、評価の一番大事なと ころじゃないか。

…現場の担い手とどう協同するか…

現場との連携を僕らの経験からいうと、考え 方が非常に大事なわけ。現場に学んで現場のい いところを伸ばすという考え方を本当に理解し てくれたら、あとはつながるという感じね。そ れはまあ、コロンブスの卵的なところがありま すね。ようするに、それをつなげていく立場の、

言わばトレーナーに当たる人たちが、本当に現 場に学んでいければいい改善につながるんだと いう信念を持てば、うまくいく。それを、そう は思わないで、専門家然としていつまでもやっ ていれば、結局は、その専門家がいる間だけは つながるけれど、あとにつながらないという感 じですよね。だから、インドなどでいっても、 そういうつなげてくれる人はそんなに数多くい るわけではないけれども、でもそれでやりまし ょうという声がだんだん大きくなって、プロジ ェクトでやるとか、監督官中心に新しい考え方 でやろうとか、インドみたいな風土でロー・コ ストが好きでロー・コスト中心でやるとか、そ ういう広がり方はある。だから、その現地で、 現場に学ぶということを本当に理解してくれる 人たちが増えていけば、横にどんどんつながっ ちゃうという感じですね。

デンマークの例がいつも出てきますけれど、 デンマークでうまくいっているのは、やる人が 横にどんどん広げちゃってるわけね。そういう 人たちは、実は必ずいるわけですよ。



本編/チェックリスト/トレーニングリー ダーのための手引の3分冊で定価1,950円 御希望の方は全国安全センターへ電話で

介護料の改正と労災被災者の介護の実態

介護補償は二本立てに

現行労災保険法では、介護料は、重度障害者 で自宅で常に介護を受けている労災被災者に対 する援護措置として、保険給付ではなく労働福 祉事業として支給されている。介護料の支給に ついては、昭和55年4月5日付け基発第165号労 働省労働基準局長通達により実施されているが、 今年4月からこの通達が一部改正された(後掲の 平成3年4月12日付け基発第261号通達による)。 今回はこの改正の内容を紹介するとともに、労 災被災者の介護の実態にふれてみたい。

介護料は、次に掲げる全ての要件を満たすも のに支給することとされている。

- ① 障害(補償)年金又は傷病補償年金を受け ていること。
- ② 身体障害又は障害の状態が次のいずれか に該当すること。
- イ 神経系統の機能又は精神の著しい障害 により、常に介護を要すること(=障害 (傷病)等級第1級に該当するもの、ハに 掲げるものを除く)。
- ロ 胸腹部臓器の機能の著しい障害により、 常に介護を要すること(同前)。
- ハ せき髄の著しい障害により、常に介護 を受けていること(=障害(傷病)等級第1 級に該当し、かつ、食事を運んでもらえ れば自分で食べることができるが、衣服 着脱、用便等食事以外の生理的基本動作 に常に他人の手助けを要するもの)。
- ③ 現に自宅において介護を受けていること

(介護を行う者には、他人はもちろん、家 族も含まれ、また、介護に要する費用を現 実に支出しているかどうかは問わない)。

この要件に変更はないが、これまで月額 40,500円だった介護料の額が、今回の改正で 51,400円に引き上げられた。

さらに、実際に介護に要する費用として支出 された費用の額が51,400円を超えるときは、94, 500円を限度として支出された費用の額を支給 することとされた。「介護に要する費用」とは、 介護人(被介護者の配偶者、直系血族及び同居 の親族を除く)に対して介護の対価として支払 った賃金、日当、謝金、交通費等の費用をいう。

二本立ての支給体系になったわけだが、介護 を行う者が「被介護者の配偶者、直系血族及び 同居の親族」である場合には、現実にいくら費 用が必要でも、または、それらの者が介護を行 うことによりいくら収入が減じたとしても、一 律支給の51,400円しか支給されないということ になる。

この改正と軌を一にするように平成3年度の 労働省予算で、新規「社会復帰・援護事業」と して、「在宅被災労働者に対する介護者紹介・ 要請事業経費」が計上され、(社)全国民営職業 紹介事業協会に2,100万円で委託されることに なった。その詳細は同協会に問い合わせてもよ くわからなかったが、同協会は理美容師、調理 師、ファッションモデル、マネキン等の民営職 業紹介事業者団体の統一団体で、今回の事業は、 同協会加盟の(社)日本臨床看護家政協会、(社) 日紹連看護婦家政婦福祉協会、(社)全日本民営 職業紹介事業福祉協会の3団体が担当すること

になるという。

ちなみに、これらの団体の紹介所を通して看 護婦・家政婦を利用したときの費用は、地域や 仕事の内容で異なるが一般的な賃金の目安は次 のとおりとされている。

時	間	看	護	婦	家	政	婦
5時間の場合	引以内	時給 2,0		0~ 程度	時給 1,5	-	0~ 程度
5時間間の場	~8時 場合	1日9 15,0		~ 程度	1日5 9,0		~ 程度
8時間える場	引を超 場合	時間加算		当を開	寺間数	に応	じて

実際に必要な費用は、表の賃金と交通費の実 費を看護婦・家政婦に、他に紹介所に1件540円 と賃金の10.1%の手数料を支払うことになる。 労災保険から94,500円の介護料が支給されたと しても、現実に必要な費用に満たないケースが まだまだたくさん出てくる。

労災被災者の介護の実態

一方、労災被災者の介護の実態についてみて みると、(財)労災年金福祉協会が毎年労災年金 受給者の生活実態調査―障害(補償)年金、遺族 (補償)年金、傷病(補償)年金の各受給者とその 家族について3年に1度のアンケート調査になる 一を行っている。

直近のものでは、90年2月にまとめられた 「労災保険傷病(補償)年金受給者の生活実態調 査結果報告書」(以下「傷病調査」という。89 年8月現在の傷病(補償)年金受給者22,000人の うち30%にあたる6,600人を抽出し3,489人(52. 9%)の有効回答)と、91年2月にまとめられた 「労災保険障害(補償)年金受給者の生活実態調 査結果報告書」(以下「障害調査」という。90 年8月現在の障害(補償)年金受給者81,000人の

うち10%にあたる8,100人を抽出し5,075(62.6 %)の有効回答)があるのでこの内容を紹介する。

① 日常生活の状態

傷病(補償)年金受給者の76.2%が在宅療養。 そのうちの約20%が「殆ど寝たきりの状態」か 「日常生活の大部分について介護を受けている」。 入院療養者では50%以上になる。

E.	53	āt	入院	在 宅	無回答
(3.489人)	100.0	14.7	76.2	9.1
m		100.0	15.7	84.1	0.2
GL.	1 80	100.0	32.4	61.2	6.4
類切	2 AR	100.0	31.4	61.8	6.8
級	3 股	100.0	8.8	81.2	10.0
傷	じん肺	100.0	10.6	79.6	9.7
解区	せき損	100,0	23.5	69.4	7.1
分	その他	100.0	25.2	66.6	8.2

K			3	i)	ät	始んど寝 たきりの 状態であ る	日常生活 の大部分 について 介護を受 けている	動は可能であるが一部につ	日常生活 をほぼ自 力ででき る	その他	無回答
(3,4	89	1)	100.0	9,4	14.1	23.0	46.3	0.5	6,7
fj)	1		(D.	100.0	8.0	15.1	30.4	45.7	=	0.8
傷		1		殿	100.0	34.1	33.8	16.6	6.6	1.6	7.4
與等		2		极	100.0	11.7	25:2	30.1	21.3	0.3	8.4
級		3		极	100.0	3,7	8.4	23.6	57.8	0.3	6.3
傷		E	h	肺	100.0	4.3	8.7	23.1	57.4	0.2	6.2
属区		世	*	摄	100.0	24.0	33.2	24.4	11.4	0.8	6.2
分		ŧ	Ø	他	100.0	17.2	16.9	20.0	34.4	1.4	10.1
A	院	膫	養	ă	100.0	28.0	22.8	18.1	14.6	1.6	15.0
Œ	宅	撤	费	省	100.0	6.2	12.6	24.1	52.1	0.3	4.6

障害(補償)年金受給者では、「殆ど寝たきり」 と「軽易な労働(行動)はできない」を合わせて、 全体で約16%、70歳以上の方では約25%、障害 等級第1級の方では約53%となっている。

② 日常生活における不便の内容

日常生活上、特に不便を感じている内容につ いてみると、傷病(補償)年金受給者では各種各 様であるが、全体を均しても「入浴」に不便を

0	<u>.</u>	9	+	It.	殆んど寝た きりの状態	度たきりで はないが、 労働(行動) はできない 状態	艇易な労働 (行動)は できる	通常の労働 (行動)は できる	その他	不 明
(5.0	754)	100.0	(135人)	(680人)	(2.382A) 4 6.9	(1,256 A) 24.7	(150人)	(472人)
A	n	18	1	100.0	26	143	535	243	2.0	33
	剪	1	發	100.0	194	3 3 6	3 3.3	5.5	2.5	5.7
32	惠	2	級	1000	9.0	493	2 5.7	4.2	3.5	8.3
*	36	3	級	100.0	5.0	3 5.6	4 2 8	4.0	2.2	1 0.4
神	M	4	M	100.0	1.0	9.9	5.81	2 0.4	3.0	7.6
級	剪	5	桩	1000	2.2	1 3.0	51.3	233	3.1	7.2
80	悪	6	极	100.0	0.5	9.7	5 3.0	244	2.8	9.5
	M	7	W	100.0	0.5	7,0	4 4.7	3 3.9	3.1	1 0.9
	2 1	9 歳	LF	100.0	22	3.8	368	4 8.8	3.0	2.2
年	301	R~3	9章	100.0	1.3	4.0	398	5 0.9	1.8	2.3
m	401	@~4	9歳	100.0	1.6	6.9	4 5.6	388	1.8	5.2
海	501	e~ 5	9歳	100.0	2.2	1 6.4	5 0.6	2 0.8	2.2	7.8
M	601	R~6	9歳	100.0	31	1.6.0	4 9.6	1 4.9	4.2	122
89	7	0 意	J.E	100.0	5.6	19.7	415	9,4	4.6	192

感じている者が著しく多い。傷病(補償)年金受 給者については、介護を受けている場合の介護 の内容についても調査しているが、やはり「入 浴」が最も高い。

DΧ		57	排便	着替え	食事	人裕	步行	楊條准	その他	無回答
(740	٨)	46.5	43.9	40.9	62.3	40.5	40.9	4.5	6.4
何		(1)	38.7	29.9	28.9	48.3	57,6	39.0	5.7	-
GE I	1	級	87.3	53.4	52.2	84.1	21.9	43.8	6.0	1.6
阿罗	2	級	46.9	58.0	44.4	71.6	55.6	43.2	2.5	2.5
級	3	极	21.3	35.3	33.3	47.1	49.0	38.7	3.9	10.0
GIS	Ľ	ん肺	18.1	32.7	35.1	47.4	47.1	39.8	2.9	9.6
厨区	#	8 H	81.1	50.0	45.0	78.9	25.7	44.3	5.4	2,5
分	÷	の他	46.6	61.9	48.3	66.1	56.8	36.4	6.8	5.9

区分	排便	初替え	童 事	人務	步行	描除	その他
(740人)	46.5	13.9	40.9	62.3	40.5	40.9	4.5
69 [9]	39.8	40.0	40.2	57.8	42.0	44.4	7.9

障害(補償)年金受給者では、傷病(補償)年金 受給者と障害の程度が同程度とされる第1級~ 第3級の者で、「排尿・排便」(63.4%)、「歩 行」(59.5%)、「入浴」(60.6%)と高い率で不 便を感じている。

③ 介護の有無

日常生活が不便のために介護を受けている者 は、傷病(補償)年金受給者で50.5%(第1級76.8 %~第3級41.0%)。

障害(補償)年金受給者で、第1級75.4%、第2 級68.3%、第3級50.4%、全体では35.1%とな っている。この質問に対する回答では、「無回

2	2	5	+	at	排尿排便	着替え	食事	入俗	歩 行	その他	不 明
(3.0	31人)	1 0 0.0	2 8.1	437	2 8.7	3 5.9	4 2.7	1 2.7	1.9
育	Í	E	3	1 0 0.0	2 6.8	4 7.3	3 1.8	3 5.5	3 9.6	1 0.5	3.2
	第	1	級	1 0 0.0	7 8.8	3 6.4	3 3.0	6 7.9	4 5.5	8.1	0.6
蓮	第	2	級	100.0	5 7.7	5 0.4	3 3.3	5 9.3	7 6.4	4.9	0.8
害	飘	3	极	1 0 0.0	4 4.7	4 3.0	2 2.8	5 0.9	7 0.2	7.5	7
等	第	4	极	1 0 0.0	1 6.3	4 0.2	1.7.9	4 0.6	4 5.0	9.2	3.2
級	第	5	級	1 0 0.0	2 2.6	41.3	2 6.0	4 4.5	5 0.6	8.7	2.2
別	M	6	級	100.0	1 6.5	5 2.2	3 6.6	3 1.7	2 8.9	1 5.1	1.8
	第	7	級	1 0 0.0	1 7.1	4 2 9	27.9	1 6.9	3 4.8	1 7.8	2.6
	2	9歲以	下	1 0 0.0	2 5.3	4 2.7	3 3.3	4 1.3	28.0	1 6.0	1.3
年	301	R~ 3	9歳	1 0 0.0	2 6.2	3 9.9	7 9.5	3 3.3	3 3.9	1 6.9	1.1
89	40	夜~ (19歳	1 0 0.0	2 8.7	3 9.1	2 7.2	3 1.5	3 7.5	1 2.4	1.4
階	50	战~ 5	59歳	100.0	2 9.0	4 4.1	2 8.4	3 8.2	4 2.5	1 2.0	2.0
層		徽~(69 歳	100.0	27.9	4 4.5	2 8.9	3 4.5	4 8.0	1 3.4	1.8
别	7	0 版	北上	100.0	2 6.8	5 0.4	3 0.1	4 0.0	4 6.5	1 0.9	3.6

×		5)	8+	介 護 を 受けている	介 護 を 受けていない	無回答
(1	464人)	100.0	50.5	21.2	28.2
íñ	1	0	100.0	69.6	27.5	2.9
傷	1	极	100.0	76.8	4.0	19.3
周等	2	級	100.0	57.4	18.4	24.1
额	3	极	100.0	41.0	27.3	31.7
96	UA	. 86	100.0	39.7	27.1	33.2
阿区	# 8	推	100.0	70.4	8.0	21.6
分	+ o.	他	100.0	57,8	22,1	20.1

答」「不明」が多いのが特徴であり、「介護を 受けたいが受けられない」状況を反映している のではないかと思われるのである。

0	2	5	+	81	有	無	不 明
(3.0 3	11)	1 0 0.0	(1.065人)	(1,319人) 43.5	(647人)
ñ	it	[2	1	1 0 0.0	4 3.8	4 9.2	7.0
	20%	1	級	1 0 0.0	7 5.4	131	11.5
陈	M	2	級	100.0	6 8.3	1 6.3	1 5.4
書	凯	3	板	100.0	5 0.4	2 6.8	2 2.8
解	旗	4	級	1 0 0.0	3 3.9	4 8.6	17.5
級	W.	5	殿	1 0 0.0	3 2.3	4 6.9	2 0.8
別	305	6	級	100.0	2 8.1	4 7.5	2 4.4
	785	7	腋	1 0 0.0	2 0.9	5 4.8	2 4.3

④ 介護者

主として誰が介護をしているかについてみる と、「配偶者」が最も多く(傷病(補償)年金受 給者で79.6%、障害(補償)年金受給者で81.2%) 「配偶者以外の家族」を含めるとほとんどを占 めている。「派出婦」「家政婦」等は極端に少

ない。配偶者・家族の場合には、今回の改正に よっても51,400円の介護料しか支給されない。 配偶者・家族が介護を担当している理由につい ては聞いていないが、介護補償が十分でないこ とも大きな理由であろう。

2+	尼风石	配偶者以外 の 家 族	知人・퇽人	派出鲷	その他	無回否
(740人)	79.6	13.6	1.2	0.5	0.7	4.3
前回	81.0	15.1	2.7	0.7	0.2	0.2

C	Z	5)	21	配偶者	配偶者の族	知人	家政婦	その他	不 明
(1.06	5.4	.)	1 0 0.0	8 1.2	1 0.0	2.0	1.3	3.8	1.7
A	竹	[1 0 0.0	8 2.8	1 0.8	2.0	0.6	1.9	2.0
	IR.	1	极	1000	7 7.7	1 3.2	2.1	2.9	3.7	0.4
踵	源	2	級	1 0 0.0	8 2.1	1 1.9	3.6	-	2.4	-
害	额	3	級	1 0 0.0	7 6.5	1 3.0	0.9	2.6	4.3	2.6
等	旗	4	极	1 0 0.0	8 9.4	8.2	1.2	-	1.2	-
級	额	5	級	1 0 0.0	8 2.9	9.8	1.2	0.6	3.7	1.8
別	源	6	极	1 0 0.0	8 5.4	5.1	1.9	1.3	3.8	2.5
	源	7	极	1 0 0.0	7 9.8	8.7	2.8	0.5	5.0	3.2
世	堆	身	者	1 0 0.0	-	-	3 8.0	1 6.0	3 8.0	8.0
开	2		٨	1 0 0.0	8 6.6	9.2	0.5	1.0	1.7	1.2
員	3		٨	1 0 0.0	8 3.3	1 0.8	-	-	2.7	3.2
別	4		٨	1 0 0.0	8 5.0	1 1.2	-	0.6	2.5	0.6
חיו	5	人均	LE	1 0 0.0	8 4.5	1 2.5	-	0.5	2.0	0.5

⑤ 介護についての問題

傷病(補償)年金受給者では、介護について不 安や問題が有るとする者が全体の52.6%おり、 その内容は「介護の交替者がいない」58.6%、 「介護者が病弱」44.5%、「介護者が高齢」43. 4%となっている。

区 分	介 渡 者が 高齢である	介護者が 病滅である	介護者の交替 者がいない	双事・育児が おろそかになる	その他
(389人)	43.4	44.5	58,6	9.8	3.1
前回	41.0	49.5	49.1	10.8	7.7

障害(補償)年金受給者の場合でも同様の訴え が多い。ここでは「介護に費用がかかる」とい う設問もしているが、とくに第1級や単身者の 場合に10%を超えている。

⑥ 介護を受けていない事由

日常生活上の不便がありながら、介護を受け ていない事由については、傷病(補償)年金受給

2	1	Я		が高いるである	打御者が明報である	が 要者 がいない	介 腰 に 要 用 がかかる	介護のため家 事・背事がお ろそかになる	その他	不明
(1,065,		1.065人)		1 7.7	182	224	6.2	7.7	7.5	4 41
R	ī	10	1	27.9	3 3.7	374	92	21.3	8.9	2
	氮	1	級	2 + 0	227	3 7.6	112	10.3	7.0	264
至	骐	2	M	2 3.8	21.4	3 81	8.3	1 5.5	4.8	321
害	E	3	W	2 0.0	2 5.2	2 2.6	7.8	7.8	5.2	41.7
等蟹		4	摊	1 5.3	1 4.1	141	4.7	12	153	482
额	Œ	5	級	165	1 6.5	1 4.0	6.1	7.3	9.1	512
811	35	6	祆	8.3	12:	1 6.6	1.9	5.7	7.5	5 6.7
	蹇	7	额	1 5.6	1 5.6	133	2.8	6.0	6.4	5 3.7
#	#	A	*	1 4.7	1 2 0	21.3	17.3	2.7	6.7	4 2.7
哥	2		٨	223	23.0	2 5.0	6.6	3.4	6.4	41.7
TO B	3		٨	149	189	23.4	4.5	9.5	9.5	4.4.6
別	4		٨	112	112	2 0.6	3.7	1.8	8.7	512
79-1	5人以上 1		175	1 5,5	180	5.0	1 6.0	7.5	435	
E O	者の	0,5	る方	1 6.5	185	215	4.9	7.8	7.4	459
E C	塔	210	い方	2 3.7	1 6.6	272	1 3.0	7.1	89	349

者では、「何とか自力でカバーしている」とい う回答が78.5%であるが、「1人暮らしだから」 とする者も12.2%ある。

					(1	単位 %)
区分	し人群しだから	適当な人 がいない	費用がかかる	目力で出来る	その他	無回香
(311人)	12.2	8.4	6.1	78.5	3.2	10.3
M D	12.5	8.1	6.9	94.4	3.7	0.6

障害(補償)年金受給者でも、「何とか自力で カバーしている」という回答が84.8%となって いるが、実情を正しく反映しているだろうか。

0	Z	3	2	81	適当な人 がいない	費用がかかる	何とか自力でやっている	その他	不 明
(1,3	19人)	100.0	3.3	1.4	8 4.8	2.6	7.9
-	竹	[1	1 0 0.0	2.6	2.2	8 9.2	1.9	4.1
	郭	1	极	1 0 0.0	1 4.3	-	7 3.8	7.1	4.8
雕	额	2	級	1000	1 5.0	-	7 0.0	-	1 5.0
害	第	3	极	1 0 0.0	4.9	1.6	8 3.6	1.6	8.2
等	额	4	极	1 0 0.0	5.7	2.5	8 3.6	3.3	4.9
极	额	5	极	100.0	1.7	1.3	8 9.1	3.8	4.2
別	源	6	股	100.0	3.0	1.1	8 1.5	2.3	. 1 2.1
	额	7	腋	1000	2.3	1.4	8 6.3	1.9	8.1
ttt	101	身	者	1 0 0.0	1 3.7	2.5	7 1.6	2.5	9.6
帝	2		٨	1 0 0.0	2.4	1.3	8 3.3	2.7	1 0.2
員	3		٨	1 0 0.0	1.7	1.3	8 8.0	2.6	6.4
别	4		٨	1 0 0.0	0.7	1.0	9 0.6	2.1	5.6
71.	5 .	人以	上	100.0	0.9	0.9	8 8.3	3.0	7.0
BC	偶者	のあ		(988人)	1.2	1.2	8 7.0	2.7	7.8
R	偶者	のなし	*方	(331)	9.7	1.8	7 8.2	2.1	8.2

⑦ 配偶者の不就労の理由

配偶者の就労状況と不就労の理由についても 掲げておく。不就労の理由としては、「受給者 の世話をしているため」というものが、傷病 (補償)年金受給者で41.5%(第1級73.0%~第3 級34.2%)、障害(補償)年金受給者では第1級78. 4%、第2級61.8%、第3級47.1%となっている。 なお、この調査では、就労していた配偶者・家 族が受給者が被災し、介護が必要になったため に就労をやめたかどうか等については聞いてい ない。

K	5)	11	9t 91	不就労	無回答
(2	,763人)	100.0	24.6	65.2	10.2
60	[0]	100.0	31.0	68.2	0.8
ras	1 10	100.0	27.0	64.1	8.9
14	2 W	100.0	23.2	66.7	1.0.1
m	3 122	100.0	24.3	65.3	10.5
(14	じん粉	100.0	21.8	67.8	10.4
N N	世書川	100.0	31.5	60.1	8.5
3)	その他	100.0	32,4	56.2	8.5 11.4 23.1
	29才以下	100.0	2.3.1	53.8	23,1
SE.	30~39.	100.0	38.6	40.9	20.5
40	40~49.4	100.0	47.7	41.9	10.5
Mi.	50~591	100.0	37.6	53.4	9.0
ká	60~69.4	100.0	16.2	74.2	9,6
330	70才以上	100.0	4.5	83.2	12:3
316	對年齡	57.87	54.57	59.4 2	57.2 *

K		5)	受い 受い 受い でいめ	家 事 育 児 のため	解 弱のため	高齢のため	就労す る必要 かない	雇用し て会社 がない	その他	無回答
(.80	26)	41.5	6.5	57.3	2.9	8.9	8.5	3.7	6.4
n	ì	0	44.4	7.1	60.1	4.2	10.3	10.3	2.7	-
ras I	1	政	73.0	8.5	32.8	0.4	6.2	3.1	3.1	5.0
周事	2	枞	53.2	5.1	50.0	2.5	5.7	8.2	3.2	8.2
₩	3	极	34.2	6.3	62.7	3.5	9.7	9.6	3.9	6.4
(36	E	ん肺	34.8	6.2	62.7	3.4	9.5	9,3	3.5	6.7
阿区	산	B HI	67.9	7.9	40,1	0.7	6.5	4,7	4.0	1.0
57	÷	の他	51.2	6.4	42.4	2.9	7.6	8.7	5.2	7.6

介護補償の充実はかねてから要望されている ところであり、介護体制の充実、必要かつ十分

平成3年4月12日基発第261号 都道府県労働基準局長宛て労働省労働基準局長

介護料の支給について

標記については、昭和55年4月5日付け基発第 165号(以下「第165号通達」という。)により実

6	X 5)	at	働いている	他いていない	不 则	
	(3.945人)	100		(59A 1.5		
A	d a	1 0 0.0	4 7.3	5 1.4	1.3	
	部 1 級	1 0 0.0	3 9.0	6 0.2	0.8	
192	新 2 殿	1 0 0.0	3 3 0	6 6.1	0.9	
害	額 3 N A	1 0 0.0	3 7.4	6 0.0	2.6	
婷	第 4 級	1 0 0.0	4 0.6	5 6.5	2.9	
級	新 5 級	1.0 0.0	4 6.3	5 2.9	0.8	
5311	数 6 級	1 0 0.0	4 8.2	5 0.7	1.1	
	第 7 級	1 0 0.0	5 0.0	4 8.3	1.7	
	29歳以下	1 0 0.0	4 0.5	5 8 1	1.4	
年	30歳~39歳	1 0 0.0	5 5.0	4 3.3	1.7	
Mi	40歳~49歳	1 0 0.0	6 7.9	3 1.1	1.0	
階	50歳~59歳	1 0 0.0	5 3.5	4 5.4	1.1	
福	60歳~69歳	1 0 0.0	2 7.0	7 1.6	1.4	
別	70歳以上	1 0 0.0	7.9	9 1.0	1,1	
	単身者	1 0 0.0	-	-	-	
世	2 人	1 0 0.0	3 4 2	6 3.9	1.9	
帶	3 1	1 0 0.0	4 9.1	4 9.7	1.2	
員	4 1	1 0 0.0	5 9.2	3 9.3	1.5	
别	5人以上	1000	5 3.9	4 5.1	1.0	

0	Ţ	分		ăt	受給者の 世話をし ている	家事·青年 に手がか か る	高齢や鋼 袋のため	動く必要がない	適当な 仕 事がみつ からない	その他	不 明
(2,0 5	7人)		100.0	2 3.3	1 3.0	3 6.2	42	6.8	7.4	9.2
Alt		o		100,0	235	17.3	3 5.8	3.5	1 0.3	4.2	5.5
	M	1	颐	100.0	784	1.9	1 1.7	-	0.6	3.7	3.7
500	惩	2	极	100.0	618	2.6	2 3.7	1.3	1.3	5.3	3.9
害	B	3	砄	100.0	471	6.5	232	22	5.8	5.8	9.4
*	赛	4	報	1000	2 1.7	1 6.6	3 26	4.0	8.0	8.6	8.6
DE	赛	5	硏	100.0	21.7	1 4,8	3 6.8	5.2	8.1	6.4	7.0
301	35	6	额	100.0	1 4.7	16.8	3 8.2	5.6	7.5	5.6	11.5
	据	7	DR.	100.0	9.1	1.4.1	4 4 2	4.5	7.5	9.7	108
-	2	9 歲以	F	100.0	4.6	6 5.1	4.7	93	7.0	-	9.3
年	30	R~39	康	100.0	123	5 3.5	2.6	6.5	116	1 0.3	3.2
竹	40	康~4	改	100.0	233	1 89	189	8.9	1.11	1 0.7	8.1
湖	50	歌~55	激	100.0	3 28	9.3	29.9	2.9	9.7	8.8	6.7
層		歲~6	9歳	100.0	2 2 1	5.5	4 7.8	26	3.6	6.5	1 1.8
80		0 酸与	L	100.0	1 8.1	1.6	6 0.6	2.4	0.8	3.9	126

な給付、及び重度障害者が死亡した場合の介護 を担当していた遺族への補償など、重度被災者 とその家族の生活の実情に即した介護補償の改 善が望まれる。

施してきたところであるが、今般、最近におけ る被災労働者の介護の実情等にかんがみ、介護 料の内容を充実させるとともに、その申請手続 について所要の整備を行うこととし、第165号 通達を別紙のとおり改め、平成3年4月以後の月 に係る介護料の額について適用することとした ので、下記の事項に留意の上、事務処理に遺漏 なきを期されたい。

記

1 改正の要点

介護料の額を月額51,400円に引き上げ、さ らに実際に介護に要する費用として支出され た費用の額が51,400円を超えるときは、94,5 00円を限度として当該支出された費用の額を 支給することとし、これに伴い申請手続につ いて所要の改正を行ったこと。

2 運用上の留意事項

- (1)「介護に要する費用」とは、介護人(被 介護者の配偶者、直系血族及び同居の親族 を除く。)に対して介護の対価として支払 った賃金、日当、謝金、、交通費等の費用 をいうこと。
- (2) 当該月につき51,400円を超える額の介護 料の支給を希望する者は、介護料支給申請 書(様式第1号)に介護に要する費用として 支出された費用の額を記入し、介護に要し

た費用の額の証明書(様式第1号の2)(以下 「証明書」という。)に介護を行った日及 び時間並びに介護の代金を受領したことに ついて介護人の証明を受けてこれを添付す ることとなるので、介護料の支給を受けよ うとする者に対し、事前にこの旨を十分説 明すること。

なお、介護人が申請者の配偶者、直系血 族又は同居の親族である場合の証明書記載 の金額は、介護料算定の基礎とはならない ので、留意すること。

- 3 この改正後の介護料の算定方法は、平成3 年4月以後の月に係る介護料の額について適 用され、同月前の月に係る介護料の額につい ては、平成3年4月以後に支給する場合にもな お従前の例によること。
- 4 様式については、平成3年3月までは、従前 の様式によることとし、平成3年4月以後につ いては、別途管理換えを行うので、当分の間 は、定められた様式(略)をもとに適宜複写す る等により使用されたい。

昭和55年4月5日付け基発第165号通達に係る新旧対照表

		Y
	改 正 後	改正前
記の3(1)	介護料の額は、1ケ月につき <u>51,400円</u>	介護料の額は、1ケ月につき40,500円
	(その月において、介護に要する費用と	を限度とすることとしているが、当分の
	して支出された費用の額が51,400円を超	間は、1ケ月ー律40,500円を支給するこ
	える場合は、当該支出された額(その額	<u>Ł.</u>
	が94,500円を超えるときは、94,500円))	
	とすること。	
	なお、介護に要する費用とは、介護人	
	(被介護者の配偶者、直系血族及び同居	
	の親族を除く。)に対して介護の対価と	
	して支払った賃金、日当、謝金、交通費	
	等の費用をいうものであること。	
記の5(1)	介護料の支給を受けようとする者(以	介護料の支給を受けようとする者(以
	下「申請者」という。)は、2月、5月、8	

それぞれの月の前3ケ月分(支給すべき事 由の存する月に限る。)について、当該 申請者が障害補償年金等の支給決定を受 けた労働基準監督署長(以下「所轄署長」 という。)を経由して、所轄署長の管轄 区域を管轄する都道府県労働基準局長 (以下「所轄局長」という。)に「介護料 支給申請書」(様式第1号)(以下「申請書」 という。)1部を提出するものであること。

ただし、この制度の周知徹底が図られ るまでの当分の間は、申請月を経過した 後原則として3ケ月以内に当該申請月に 係る申請書が提出されたものについては これを受理し、支給、不支給の決定を行 って差し支えないこと。

なお、上記において、その月につき 51,400円を超える額の介護料の支給を希 望する者は、申請書に介護に要する費用 として支出された費用の額を記入すると ともに、当該介護を行った者の作成に係 る介護に要した費用の額の証明書(様式 第1号の2)(以下「証明書」という。)を 添えて提出するものであること。したが って、申請者に対し、事前にこの旨を十 分説明すること。

また、介護人が申請者の配偶者、直系 血族又は同居の親族である場合の証明書 記載の金額は、介護料算定の基礎とはな らないので、留意すること。

おって、様式第1号の記入上の注意の 5中「所定の額」とは、51,400円をいう ものであること。

所轄署長は、申請書を受け付けた場合 記の6(1) には、その内容を検討するとともに、必 要があると認めるときは実地調査を行い 各月ごとに支給すべき事由の有無等につ

所轄署長は、申請書を受け付けた場合 には、その内容を検討するとともに、必 要があると認めるときは実地調査を行い 各月ごとに支給すべき事由の有無等につ いて意見を付し、当該申請書に申請者にいて意見を付し、当該申請書に申請者に

|月及び11月(以下「申請月」という。)に、| 月及び11月(以下「申請月」という。)に、 それぞれの月の前3ケ月分(支給すべき事 由の存する月に限る。)について、当該 申請者が障害補償年金等の支給決定を受 けた労働基準監督署長(以下「所轄署長」 という。)を経由して、所轄署長の管轄 区域を管轄する都道府県労働基準局長 (以下「所轄局長」という。)に「介護料 支給申請書」(様式第1号)(以下「申請書」 という。)1部を提出するものであること。

> ただし、この制度の周知徹底が図られ るまでの当分の間は、申請月を経過した 後原則として3ケ月以内に当該申請月に 係る申請書が提出されたものについては これを受理し、支給、不支給の決定を行 って差し支えないこと。

(定期報告、受診命令等によってすでに 定に必要な資料を添付して所轄局長に進 達すること。

係る最新の傷病の状態に関する診断書 | 係る最新の傷病の状態に関する診断書 (定期報告、受診命令等によってすでに 提出されているもの)の写し、その他支 提出されているもの)の写し、その他支 給若しくは不支給の決定及び支給額の決 給、不支給の決定に必要な資料を添付し て所轄局長に進達すること。

介護料 支給要綱3

介護料は、2に規定する支給すべき事 由が発生した月の翌月から支給すべき事 由が消滅した月までの間支給することと し、その額は1ケ月につき51,400円(その 月において、介護に要する費用として支 合は、当該支出された費用の額(その額 とする。

なお、介護に要する費用とは、介護人のとする。 (被介護者の配偶者、直系血族及び同居 の親族を除く。) に対して介護の対価と して支払った賃金、日当、謝金、交通費 等の費用をいうものであることとする。

介護料の支給を受けようとする者(以 下「申請者」という。)は、「介護料支 給申請書」(様式第1号)(以下「申請書」 という。)を、当該申請者が障害補償年 金又は傷病補償年金の支給決定を受けた 出された費用の額が51,400円を超える場 労働基準監督署長(以下「所轄署長」と いう。)を経由して、所轄署長の管轄区 が94,500円を超えるときは、94,500円)) 域を管轄する都道府県労働基準局長(以 下「所轄局長」という。)に提出するも

介護料 支給要綱4

介護料の支給を受けようとする者(以 下「申請者」という。)は、「介護料支 給申請書」(様式第1号)(以下「申請書」 という。)を、当該申請者が障害補償年 金又は傷病補償年金の支給決定を受けた 労働基準監督署長(以下「所轄署長」と いう。)を経由して、所轄署長の管轄区 域を管轄する都道府県労働基準局長(以 下「所轄局長」という。)に提出するも のとする。

なお、上記において、その月につき 51,400円を超える額の介護料の支給を希 望する者は、申請書に介護に要する費用 として支出された費用の額を記入すると ともに、当該介護を行った者の作成に係 る介護に要した費用の額の証明書(様式 第1号の2)を添えて提出しなければなら ない。

故田尻宗昭・初代議長を偲ぶ

全国安全センター設立の原動 力となった故田尻宗昭初代議長 が逝かれてから、7月4日で、早 くも1年。さる7月21日には、横 浜で「田尻宗昭さんを偲ぶ会」 がとりおこなわれ、約140名の 参会者がありました(全国安全 センターから谷沿副議長の他、 首都圏の関係者が参加)。偲ぶ 会に先だって、田尻さんが通っ た神奈川労災職業病センター所 長室(港町診療所2階)の建物の

壁にメモリアルプレートを設置しその除幕式。 また、70余名が参加して横浜港見学も行われま した。偲ぶ会の呼びかけ人は下記のとおり、全 国安全センター事務局で事務局を担当しました。

足立寬道/石倉昌子/石橋政嗣/井手敏彦 /字沢弘文/木下泰之/斎藤 驍/斎藤竜 太/清水文雄/鈴木武夫/塚谷恒雄/天明 佳臣/土井たか子/中村淑子/野沢 浩/



原田正純/平野 喬/星野哲郎/三竝貞雄 /美濃部時子/宮田浩人/宮本憲一/村田 徳治/渡辺文学(50音順)

なお、全国安全センターでは、神奈川労災職 業病センターと協力して、「田尻宗昭記念基金 (仮称)」の設立をめざして準備を進めています。 秋にも発足させ、来年の命日には第1回の授賞 式を行いたいと考えています。

辞 弔

石 橋 政 嗣

この弔辞は、昨年の故田尻宗昭・全国 安全センター初代議長の葬儀に際して書か れたものですが、石橋さんの御了解を得て 一周忌に当たり紹介させていただきます。

田尻さん、難しい病気とは知っていましたが、 こんなに早く亡くなられるとは夢にも思いませ んでした。悔しくてなりません。

今にして思えば、貴方が再度入院するという

前々日、王子のお宅を訪ねた時、30分以上も私 と話合ったのは最後の気力をふりしぼってのお つき合いだったのでしょうか。横になったまま とはいえ辛いのではないかと思って、二度三度 「きつくないですか」と尋ねたら、「相手によ りますよ」と笑って答えてくれたあのやりとり が最後のものになろうとは、

誠に申訳なく残念でなりません。

私が田尻さんと知り合ったのは、貴方が佐世 保海上保安部所属の巡視船「ひらど」の航海長 をしていた時ですから、もうかれこれ30年にも なろうかと思います。私には今でもあのころの 貴方の姿が脳裏に焼きついています。

職員が転勤を命ぜられても、辞退届に印鑑を

捺させられ転任旅費は支給されず、その金は最 高幹部の交際費等に使われていると唇を震わせ ながら説明し、組合もない弱い立場の職員の為 になんとかして下さいと訴える貴方の姿は、ま さに熱血の士、正義漢そのものでありました。 そのような貴方の本質は、亡くなられるその日 まで少しも変わることのなかったものであるこ とは貴方を知るすべての人の認めるところだと 思います。私はこの訴えを早速国会で取り上げ、 無事解決、七管本部長を退任に追い込むことに も成功したのでした。それ以来、どれほど多く の問題に力を合わせて取り組んできたことか、

懐かしい限りです。

中でも一番の思い出はなんといっても四日市 の公害問題であることは言うまでもありません。 貴方がそれこそすべてを投げうって捜査してい るというのに、事件は時効寸前という状態にあ ることを知った私は、書記長就任直後の衆議院 予算委員会で取り上げ、政府側とのやりとりは 丸一日テレビを通じて全国民に報道されたので、 した。お蔭で、事件は起訴され、政府も漸く重 い腰をあげて公害問題に取り組む姿勢を見せる ようになったのです。私は35年に及ぶ国会議員 生活の中で数多くの質問をしてきましたが、最 も思い出深いものを一つだけあげろと言われれ ば、躊躇することなくこの質問をあげたいと思 います。

特に国会の追及で時効寸前の事件が起訴され、 しかも被告は一審の有罪判決に服し控訴もしな かったのですから、全く理想的な国会質問では なかったかと自負しているのです。このような 成果をあげることができたのも一重に貴方の献 身的な活動の裏付けがあったればこそでありま す。貴方もそれを誇りとし、機会ある毎にこの 日の質疑応答を録音したテープを多くの人に聞 かせていたようですし、私にも届けてください ましたが、今日からは、そのテーブを聞く度に 貴方の姿を思いおこすことになるでしょう。



港町診療所の壁に設置されたプレート 田尻さん、貴方とはよく山歩きもしましたね。 正直に言って船乗りの貴方はお世辞にも健脚と はいえませんでした。しかし、それでも「歩こ う会」の中では一番熱心に今度はいつやるのか とせっつき役だったことも懐かしい思い出の一 つです。次回は必ず貴方の思い出を語る追悼歩 こう会になると思います。正丸峠の頂上に登ら ずに皆が下りてくるのを待っていた姿や、サイ クリングの時、貴方が自転車に乗れないばかり に、二人乗りを強いられた仲間が二人分の汗を 掻いたことなども、今にして思えば楽しい思い 出になってしまったのです。

田尻さん、貴方はまだまだやりたいことが山 程あったと思います。病魔に取りつかれ、次第 に身体の自由を失っていった時の貴方の気持ち など、私達の想像を絶するものがあると思いま す。そんな貴方はあの世に行ってからも不正と 闘い続けることでしょう。そうだとすれば尚更 のこと、残された者の義務は只一つ、貴方に負 けないよう社会や環境の汚濁を排除するために 闘うしかないのは自明のことです。

情熱の人田尻さん

正義感の人一倍強い熱血漢田尻さん

貴方には到底及ばないまでも、貴方の遺志を 継ぎ、私達も引き続き全力を尽くすことを霊前 にお誓い致します。どうか安らかにお眠り下さ い。さようなら。

12都府県14か所で325件の相談

健康被害の労災補償請求へ

全国労働安全衛生センター連絡会議事務局長 古谷杉郎

全国安全センターは、石綿対策 全国連絡会議との共同の取り組み として、7月2日、全国12都府県14 ヶ所で「アスベスト・職業がん1 10番」を開設した。110番開 設の目的は、アスベスト(の職業) 暴露による健康被害の恐ろしさと、 アスベストによるがんをはじめ職 業がんが労災補償の対象となるこ とを知らせ被害の掘り起こしを図 ることであったが、背景としては 次のような事情があった(「実施 要綱」から)。



- ① アスペストによる肺がん・悪性中皮腫の労 災認定件数は、ここ数年年間10件程度で推移 してきたが、1989年度は19件となり増加傾向 を示しているように見える。しかし、19件中 9件が神奈川という地域的偏りがあることな どから、自然に掘り起こしが進むと考えるの は早計である。
- ② 一時の学校吹き付けアスペスト問題のパニ ック状態があったが、アスベストによる健康 被害の恐ろしさはまだ十分理解されていると は言えない。とりわけ、労災補償の対象とな るということについては、労働者とその家族 が知らないだけでなく、医師・医療関係者に もほとんど知られていない。医師等に対する 宣伝と、診断、治療、補償対策等の受け皿体 制をつくることが必要になってくる。
- ③ 取り組めば、必ず掘り起こしは進む。現在 把握している肺がん・悪性中皮腫の申請件数



も神奈川3件(内1件は今年3月に業務上認定)、 岡山2件、広島2件、ある。地域と業種・職種 あるいは特定の企業にターゲットを絞った掘 り起こしが有効、かつ、必要である。

- ④ ただし、これまでの取り組みは、掘り起こ しの初期段階の特徴として、認定基準の要件 をほとんど満たしているような事例に絞った ものである。認定基準自体とその運用上の問 題点を明らかにするには、われわれの経験が 不足しており、事例の蓄積が望まれる。
- ⑤ アスベスト規制法案の国会提出が射定に入 っており、被害の掘り起こしは、規制法制定 に向けて有力な側面援助になる。
- ⑥ アスベストの製造・使用・輸入等を将来に わたって禁止する規制法が成立したとしても、 過去のアスベスト暴露や既存のアスベストに よる今後の暴露の問題は解決しない。アスベ ストを暴露したことのある労働者に対する退 職後も含めた対策の確立が必要であるが、そ

こにたどりつくためにも被害に対する補償の 取り組みが不可欠である。

以上の諸課題が、一回の110番だけで解決 するわけはない。また、冷静な予想として、相 談そのものが少なかったり、相談件数の内実際 に労災申請までたどりつくものもそう多くはな いと思われる。今回の110番は本格的な掘り 起こしの契機にするものと位置づけたい。

なお、全国安全センターとしては、全国ネッ トワークを生かしたはじめての共同作業として 重視したい。」

実際のところ、全国安全センターに参加して いる地域センターの中でも、アスベストによる 健康被害の労災申請を手がけたことがあるとこ ろはごくわずかであった。全国安全センター事 務局では、第2回総会に向けた方針討議の中で この問題が提起された今年の初めから、「相談 マニュアル」「相談カード」「同記入要領」、 統一ビラ、記者会見用資料等を作成し、各地で

の110番開設を呼 びかけてきた。結果 的に、東京以外では 10地域センターが参 加、長崎(佐世保)に は、事務局から相談 員を派遣した。

東京では、全国安 全センター事務所に、 井上浩副議長、平野 敏夫医師、小島正道 医師、石綿対策全国 連絡会議から伊藤事 務局長、里見(全建 総連)、温品(アスペ スト根絶ネットワー ク)の各氏に、東京 東部労災職業病セン ターのスタッフと私

が詰めた。臨時電話も引き相談専用に3回線確 保した。NHKが、前日夕方、首都圏ニュース で横須賀での被害者掘り起こしの取り組みを紹 介、当日朝も全国ネットで、110番開設を報 道。当日午前中は、民放各社が取材に訪れた。

「実施要綱」でも、「冷静な予想」として相 談は多くはないだろうと踏んでいたのだが、蓋 を開けてみると、朝から電話が鳴りっぱなし。 東京での相談受付は126件、全国集計で325件の 相談が寄せられた(別表参照)。

これまで同様の相談活動では、自宅建物・家 電製品関係の相談一建材等にアスベストが含ま れているか、どうすればわかるか、どのように 危険なのか、対策はどうしたらよいか、など一 の相談がほとんどであったため、今回は職業暴 露による健康被害の補償問題を意識的に全面に 押し出した。それでもこの種の相談が来るだろ うと予想し、「相談マニュアル」にも対応を示 していたが、148件と半分弱。

「アスベスト・職業がん110番」地域別・内容別相談件数

		職業暴露 による健 康被害	職場のア ベスト対 策	家族·近 隣暴露関 係	建物・家 電製品等 の関係	その他	nh-
東	京	36	14	1	6 4	1 1	126
神多	奈川	13	1	1	13		28
新	潟	1			4	1	6
京	都	7		4	7		14
大	阪	43	10		23	2	78
広	島	6			6		12
愛	媛	14		1	17	2	34
高	知	3		1	6		10
熊	本	1			1		2
長	崎	3	1		1		5
大	分	4			5		9
宮	崎				1		1
合	計	131	26	4	148	16	325

健康被害の相談は予想以上に多く131件。アスペストによる肺がんで死亡された労働者の遺族からの相談のケース(現在末期がんで入院中の方、49日がすんだら相談に来るという方、解剖検査の結果が出次第相談に来るという方)などを初め、今後労災申請の手続をとる方向で相談を継続することになったものがかなりある。ほとんどのケースが、本人(労働者、遺族)が労災申請できることを知らなかったことはもちろん、医師等からも説明を受けていない。

110番に相談が寄せられた事例で、肺がん・悪性中皮腫で労災申請の手続を検討しているものが10件前後あるが、1件を除き、継続相談・調査の進行中。他にもじん肺や合併症の申請につながったケースなどもある。進行をみて、事例検討会や集団申請についても検討していきたい。なお、愛媛で相談を受けた事例で、香川

県の日本エタニットパイプ高松工場元労働者 (石綿コンクリート管製造)の悪性腹膜中皮腫の 事例については、すでに家族が労災申請の手続 を進めており(本人は相談日の翌日に死亡)、現 在申請中である。

アスペストによる健康被害の危険性、対策及び補償問題のいずれについても、まだ十分理解されておらず、今回の110番に対する要望の大きさを痛感した。全国安全センターでは、今後も随時相談を受け付け、健康被害の掘り起こしを進めていく。

同時に、現在もなお使用されているアスペストをなくしていくためにもアスペスト規制法の制定がぜひとも必要。今回わかった被害実態についても十分分析して、規制法制定の実現のために全力を尽くしていきたい。

石綿被害の拡大を許すな!全国交流集会 6·2横須賀集会●横須賀石綿じん肺裁判から全国へ

横須賀での石綿裁判や石綿被害掘り起こしの取り組みを全国に拡げていきたい、そして、そのための全国交流集会をやりたい。それが神奈川での半年がかりの課題であった。わが国で始めての本格的石綿裁判と言われる横須賀石綿じん肺訴訟も今年で4年目に入り、原告本人の証人尋問という大きな山場にさしかかっていた。しかし、横須賀の後に続く裁判や石綿被害掘り起こしの取り組みが各地で起こってこなければという焦りもあった。

こうして6月1日、「石綿被害の拡大を許すな!全国交流集会」が開催された。当初目標の300名の動員には及ばなかったが、それでも当日、会場のホールを埋めつくした230名の参加者からは久方ぶりの熱気のようなものが感じられた。

この交流集会を第1部「横須賀じん肺訴訟を支援しよう」と第2部「全国の石綿被害の掘り起こしを進めよう」の2部構成としたのは、文字通り横須賀と全国を結ぶという意味でだが、何と言っても第1部の弁護団・原告団の壇上での決意表明を盛り上げたのは、ビデオ「たちあがった造船労働者たち」であった。このビデオは、原告たちと同じ元全造船機械労組浦賀分会員でありじん肺被災者でもある石井藤太郎さんたちが手作りで作ったもの。100インチの画面いっぱいに映し出された原告たちの咳き込み、苦悶する表情、じん肺という病に難渋する生活のありさま、それらは不思議と場内をシーンとさせるほどの迫真力をもって迫る。そこには、かつて造船労働者として闘った日々の追憶のドラマ

が展開されていたのかもしれない。そしてまた、このビデオは当日壇上に立った8名の原告たちの真実の声を何よりも代弁していたのかもしれない。

第2部は、新潟、愛媛、熊本、そして横須賀の各地域センターの石綿被害掘り起こしの取り組みをスライドやOHPを用いて、ヴィジュアルに紹介し、全国的にも石綿被害の掘り起こしが進んでいることが確認された。また、労働組合では、石綿被害のアンケートや労災申請などの積極的な取り組みを進めている全造船と全港湾の報告があった。

最後に集会アピールは、この集会の意義を次 のように結んだ。「横須賀を起点とする石綿被 害への取り組みは本日の集会で明らかになった。 ように、造船で、基地で、建設で、保温工事で と、多くの職種・地域へ広がりを持つに至った 法律で使用を規制させようという運動もはじま



横須賀石綿じん肺裁判の原告たち

った。だがしかし、その動きはまだまだ小さい と認めざるを得ない。全国に警鐘を乱打し、語 りかけ、揺り動かし、公にし、声をあげ、力を 広げ…。」

(社団法人神奈川労災職業病センター

事務局長 西田隆重)

建設労働者の肺がん認定から110番へ

6・30松山集会 ● 被災者の救済と規制法制定を

去る6月30日、愛媛県松山市のPTA会館で 愛媛労働災害職業病対策会議(愛媛労職対)主 催による「アスベストなんていらない松山集会」 が開かれ、約200名の労働者が参加した。

愛媛では既に建設労働者のアスベストによる 肺がんの労災認定を昨年12月28日に勝ち取って いる(90年10月号15頁で紹介した事例)。今回の 集会はその運動の報告と同時に、アスベストの 危険性を多くの人に知ってもらい、アスベスト の使用を禁止する運動を繰広げる目的で開催さ れた。そのため、愛媛県建設労働組合が共催団 体となり、さらに松山を中心とした労働組合や 消費者体などの協力を呼びかけ、広範な参加を 求めた結果、松山の主だった労組の協力が得ら れた他、南予地区、東予地区など県下全域から の参加があり、特に新居浜からは大型バスによ る動員もおこなわれた。

集会は白石事務局長の司会で開始し、主催者を代表して川上英奇議長(全林野)が挨拶に立ったが、「アスベストなど職業病問題は知られていない面がある。労働者の命と健康を守る運動は特に大切な課題だ。愛媛労職対は労働組合などの参加で東予地区を中心に職業病問題に取り組んで来たが、今回の集会を機に愛媛県下のより多くの加入を進め、愛媛労働安全衛生センターの発足につなぎたい」と述べ、アスベストの取り組みとセンター発足を早期に進める考えを示した。また、共に運動を取組んで来た愛媛建

設労働組合の松岡執行委員長が挨拶に立ち、 「この集会を成功させアスベスト規制法の制定 を勝ち取ろう」との訴えられた。

続いて、建設現場から赤間博全建総連労働対 策部長が報告を行った。特に、報告の中では保 温労働者などに被災者が続出していること、建 築材料の中にアスベストが使用され続け、労働 者だけでなく、消費者も巻き込んでいること、 自動車のブレーキライニングなど生活環境全般 に問題が渡っていることなどが報告され、アス ベスト問題が社会問題であり規制法案の制定は 急務であることなどの説明がなされた。

続いて、広島友和クリニック所長の宇土博医 師が「アスベストの危険性について」と題した 講演を行った。講演は宇土氏自身が広島大学医 学部でおこなった公衆衛生学の講義用レジュメ を使用しやや専門的なものであったが、スライ ドを利用して分りやすく説明されたため、最後 まで一人も席を立つ事なく、参加者の関心は高 かった。特に、呉の旧海軍工廠や石川島播磨造 船所での悪性中皮腫が続出している事や、アス ベストと肺がんの関連、喫煙との相乗関係など かなり多岐にわたった解説がなされた。

集会は講演の後、「アスベストはもういらな い!被災者の救済と規制法案の制定を!」との 集会アピールを採択し、7月2日のアスペスト1 10番を成功させる事をめざして運動を繰広げ ていくことを全員で確認した。

アスベストの集会は松山では今回が初めてで



あったが、会場には参加者に理解してもらおう と、アスベストの建材や日用品の展示コーナー、 なまなましい、被災者の肺の標本や、パネルな ど展示など工夫が行われた。この展示には神奈 川労災職業病センターや、全建総連、東京都な どの協力により実現できた。また、集会に先立 ち、NHKテレビ局のアスベスト特集の放送や 各地方テレビ局、新聞などマスコミが一斉に集 会とアスベスト110番の紹介をおこなったた め、集会参加者だけでなく広く関心がたかまっ たため、大成功といえるであろう。

なお、集会には松山地区労センターなど労働 組合の役員のほか宇都宮まゆみ衆議院議員、鳴 海県会議員などの参加もあり、宇都宮氏が参加 者を代表して挨拶を行った他、激励の電報やメ ッセージが寄せられた。

(愛媛労働災害職業病対策会議

事務局長 白石昭夫)

地区労主催のアスベスト学習会も

長崎・佐世保●事務所を借りて相談員を派遣

をやろうという無謀(?)な計画 れた。佐世保は旧海軍工廠があ

.....

り、現在もSSKという大企業 の造船所がある。アスベスト被 害がないはずがない。私も納得 して佐世保へと派遣された。

蓋を開けてみると、相談5件、 しかも労災関係が3件と、緊急 の取り組みにしては正直言って 予想を越える反応であった。現 部、佐世保地区労の方々とは、

労災職業病の問題に取り組めて 初からすさまじいい反響かと思 ていた。全港湾長崎県支部の事 たのだが、夕方に団交から帰っ 本気で言ったものだ。

ごろ長崎入りして、大急ぎで佐 話をしてみたと言う。 世保市役所へ。佐世保地区労の 藤戸事務局長と速水さんと共に、 スベスト学習会」。JRの不当 わけだが、じん肺でないわけで 記者会見を無事行った。

設電話には朝の8時半からベル が鳴った。長年保温工として働水道、全国一般、全農林、全電 いて、じん肺管理区分2の決定 通、市職など60名もの人が集ま を受けている人の妻からの相談 ちろん出ないので、今は材料や 入港していた米原子力潜水艦の 工具を妻に運んでもらいながら、 騒音問題をめぐって市議会の傍 体の具合のいい日だけ仕事をし とかならないだろうかという相 たような気がした。実際はさま 談だった。症状を聴いた範囲で ざまな困難もあると推測される 定されるのでは、と思われる。

らしきものを使っているという けないと感銘を受けた。 会社社長が直接事務所を訪れた。

てきた。検査機関を紹介した。 「まあ1件の相談もなくてもこ つづいて自宅のアスベストにつ れを契機に地域でアスベストや いての相談があった。これは当 いければいいでしょう」と話し いきや、その後はマスコミ関係 の電話ばかりで、一応の受付時 務所をお借りして電話受付をし 刻である5時を過ぎた。まあ仕 方ないなと思っていると電話が て来た速水書記長など、「1件 鳴った。自分の母親がアスベス が入っていた。(夜もあるかも もなかったでしょ」と半分以上 トが原因で亡くなったと医師に 聴いたというものだった。4年 さて7月1日、実は悪天候のた 前のことで職場のことや正式な いていたという労働者からだ。 め私の飛行機は長崎空港到着が 診断名がすぐにはわからないが、 退職時健診で、じん肺管理区分 危ぶまれた。1時間遅れで11時 新聞を見てとりあえずすぐに電 2の決定を受けたが、最近より

解雇を弾劾するマイク情宣をし 団の人達をはじめ、全港湾、全 すべきだと改めて痛感した。 った。緊急要請で60名も集まる 聴要請をかけている。地方のま ようとも日常的に地道な闘いを そのあとは倉庫でアスベスト 積み重ねる労働運動は絶対に負

地区労事務局長の挨拶の後、 施工業者に聴くとアスベストじ ビデオ「たちあがった造船労働

地で記者会見、学習会まで企画やないと言うが、不安なので調者たち」の上映、私の請演が続 してくださった全港湾長崎県支 べて欲しいと封筒に入れて持っ いた。何といってもビデオが痛 烈な印象を与えたようで、講演 も含めて、本当に熱心にビデオ を見て、話を聴いてくださった。 「いやあ正直言ってあんな風に みんな話を聴くことはそう多く ないんですよ。」全港湾の土井 副委員長が後で私に語った。

じつはこの学習会中にも電話 しれないと、速水さんが詰めて くださっていた。)造船所で働 調子がすぐれないと言う。管理 6時からは地区労主催の「ア 2だとその後は全く放置される はない。やはり行政と会社の責 翌2日、県支部の事務所の仮 ながら車で駆けつけた国労争議 任としてなんらかのフォローを

さて、神奈川に戻ってからは、 労住医連の伝手をたどり地元の 病院の協力も得たりして、対応 だった。管理2では治療費もも 事実、しかも昼は昼でちょうど している。むしろこれからが長 崎でのアスベスト110番の成 否がかかっている。ご迷惑のか けっぱなしであったにも関わら ていると言う。薬代だけでも何 ともな地域労動運動の底力を見 ず、佐世保、長崎地域における 労災職業病闘争の発展、将来的 には安全センター設立まで、と はおそらく続発性気管支炎で認 が、中央で何が勝手に決められ いった夢も話ができるほどの熱 心な人達にめぐりあえた。この 後は古谷事務局長の仕事だろう が、私も佐世保がとても気に入 ったのでぜひ一緒に頑張りたい。 (長崎派遣団·川 本 浩 之)

相談ゼロと思いきや

宮崎 ● 悪性中皮腫の労災申請準備中

正直、アスベストについては 能本県松橋問題で少し基礎知識 を仕入れたばかり、中皮腫とい うのも病名として知っている程 度だった。計画文書を読むかぎ り、窓口を引き受けるにはかな りの知識が要るようで、だから 当初は辞退した。でも送られて きた問診票をみると、いつもや っている聞き取りと同じ。これ なら、健康被害の中身をもう少 し学習すれば十分対応できる。 直前になってにわか勉強。自分 なりのレジュメを作り、大分協 和病院の協力も取り付けて、は

じめて「松尾被害者の会」の名 前で県庁で記者会見。

準備万端、いざ2日。電話が 鳴るたびに胸ときめかせていた が、なんと件数ゼロ。安全衛生 運動が低調だから関心も低いの だろう。勝手に総括していたら、関係者の約一名が強く「安全セ 新聞でみた、と2、3日して、壁 材相談が1件、建設作業員1件。 そして1週間も経って、あっと 驚く中皮腫死亡事件。労災申請 を前提に、遺族と準備打ち合わ 世中。

(旧松尾鉱山被害者の会

事務局 岩 切

へっぴり腰で「ハイ110番です」

大分●ポイントを絞った追跡調査につなげる

全国に合わせて大分安全セン ターも、7月2日に「アスベスト 110番」企画に参加した。そ れに先立ち、宣伝の記者会見を 大分県庁で行った。テレビ3社、 新聞4社に1時間ぐらいかけて趣 旨説明を行った。説明をする方 も、聞く方もアスベストのこと はよく知らない。「なんか石綿 に似ているなあ?」と感想がも れる。(それを英語でいうとア

スベストナノダ…)腹で思った ことをすかさず声に出す。ベテ ラン風の記者は「ようわからん ! 知恵蔵をひいてみい!」と若 い記者に促す。大分安全センタ ーで、記者会見というカッコい いことをやるのは初めてだった が、実態として以上のような次

アスペスト問題については、 当安全センターは経験が全くな

い。しかもこの時期、長年勤め てきた所長と事務局長が6月1日 に交替したばかりでゴタゴタし ていた(6月いっぱいは、引き継 ぎのため前任者もいた)。

6月18日に全国安全センター の古谷事務局長が来県したとき は、「準備も何もしていないし、 相談してくれる人に申し訳ない ので、今度の企画に参加しませ ん」とお断りしていた。が、そ の後、よくあるパターンで病院 ンターと名乗るからには大分で もやるべきだ、責任は俺がとる」 と有無を言わせない圧力がかか る。少し腰をひいたノリで急遽 全国と足並みをそろえることに なった。

「アスベスト110番」は、 裕) 大分市の安全センターと佐伯市 の診療所の2ヶ所で開設をした。

> 当日は、はじめ2~3件の電話 が続いたが、後はボチボチで集 約してみると、佐伯1件、大分8 件で合計9件だった。開始間も なくNHK大分が安全センター 事務所に取材に来る。電話がか かってこない。しびれをきらし て「電話をとる格好をしてもら えませんか」とNHK。新任の 平岡事務局長が中央地区労へ「 とにかく安全センターへ電話し てくれ」と連絡。ライトがあた り、電話をとる場面を繰り返す などのドタバタとした1時間の 取材が終わった。夕方のテレビ ニュースに流れたのはたった30

秒。あんなにサービスしたのに と、こちらの世間知らずの悲哀 を感じた。

気分としては、このドタバタ が当日の全てだった気がする。

相談は、家屋にアスベストが 入っていないかの心配が半分を 占めた。話が進みそうなのは、 アスベスト吹き付け現場に在籍 15年間。宇佐市在住の60代の元 労働者。ゼイゼイとする息苦し い症状を訴えている。後日、出 かけていき話を聞くが、「年齢 のこともあるし、補償に気を使 うよりのんびり養生したい」と

話は打ち止めになった。

その後、関西安全センターよ り紹介された事例もあったが、 アスベストと関係ない診断で取 り組みに結びつかなかった。

企画は台風一過の感が強い。ま だ一般の人にアスペストが充分 労働関係の1件。製鉄所勤務で 知られていないし、私たちの取 り組みこそが導火線になるしか ないのかと思った。今後、ポイ ントをしぼった追跡調査などを 検討しながら、引き続きアスベなど気をつかった。マスコミも スト問題に取り組んでいきたい。 当日の取材をやりたいなら、記 (大分勤労者安全衛生センター 事務局次長 木 原 雪 光)

を組織して将来具体的な問題に ぶつかったときに備えるよう提 案しておいた。相談者と安全セ ンター双方に事情があって一緒 に取り組むのが難しいと判断さ 今回のことが終わってみると、 れたので、今のところは相談者 から検診の依頼等あったときに きちんとした対応をしていきた いと考えている。

> 当日中にきた相談はこの1件 だけで、テレビ局が取材に訪れ たときは電話をとるフリをする 者会見をした時点で前宣伝も時 間や紙幅を割いて協力してくれ るといいのにと思ったものだ。

安全センターとしても力量不 足だし、人々の中にアスベスト 問題が浸透していないのも実態 だし、そういう意味で反省点ば かりが目につく企画だった。し かし、原田正純さんの前向きの 姿勢は助けだ。当日は1日安全 センターに詰め、たった1件の 相談にもかかわらず、また続け ていこうと明るく言っていた。 「そうですね。またやりましょ

(熊本県労働安全衛生センター 開 安紀子)

また続けていこう

熊本●元石綿工場下請労働者からも相談

7月2日に行った熊本での相談 受け付けは、結果だけ見れば気 が抜けるようだ。健康被害に関 するものが1件、建材関係が2件、 に医療費等を含めて不安を持つ パンフレット送付依頼1件。健 康被害に関するものも、今現在 何らかの問題を抱えているとい うことではなかった。ただ相談 者は元アスベスト工場の下請と して働いたことのある人で、肺 がん検診の際、胸膜に有所見と 診断を受けたということだった。 本人は自覚症状はないものの態 本市内の病院で2度、胸部レン トゲン撮影をしており、医師か らは胸膜病変に変化なしと言わ

く、今後具合が悪くなったとき ているとの話だ。安全センター としては、退職後20年以上経過 していることを考え、とにかく 当時の従業員名簿を作り、同じ ような悩みを抱えている人たち

れているらしい。自覚症状がな

いためあまり切迫した状態にな

110番を常設することを決定

高知●相談はないと思っていたが

"アスベスト110番と言っ ても高知では相談はないだろう"

と思いつつ、事前の宣伝活動も ほとんどなかった。共同通信社 による記事が地元新聞に小さく 掲載されていた程度であった。 しかしながら電話の前から離れ るわけにはいかないだろうと、 当日を迎えた。予想外にもNH Kテレビが取材に来た。

もうひとつ予想外は、電話の 相談が10件あったことである。 いささか戸惑った感じで電話で の応対をした。「アスベストが 含まれているか検査してほしい」 「アスベスト解体の仕事をして いるが将来の健康が心配」「ア スペストに汚れた主人の作業衣 を子供の服と一緒に洗濯してい たので心配だ」と言ったこと等 々。本来の相談目的の労災へつ ながる相談はなかったが、ほと んどといってよいほど事前の宣 伝はしなかったのに当初予想し ていた件数を上回り、ほんの小 さな新聞の見出しから10件の相 談があったのだから、もう少し 宣伝すればかなりの相談があっ たと思う。手抜き?したことを 多分に反省している。反省の証 として「アスベスト110番」 を7月2日に限定せず通年の活動 として当センターの事業計画の 柱にして取り組むことを、来る 8月2日の第19回総会に提案して いる。同時にアスベストについ ての専門的な知識を付けて、ど んな相談にも"うろたえない" ようにしなければと…。

は夜のローカルニュースで放映 いのちと健康を守る当センター …。 の砦(事務所)はけっして整理整 頓されたものではないのに、ブ ラウン管にはいかにも事務所ら しい雰囲気で映り、出演者の顔 もそこそこに…。テレビを見て いた友人たちからは実物より男

前?と冷やかされること数日間

来年の「110番」は宣伝も 大いに行いながらさらに中身の 濃いものにしたい。…なに、ど こかで鬼が笑っている…。

(高知県労働安全衛生センター 事務局次長 牧 村 光 彰)

相談翌日に死亡のケースも

愛媛 ● 建設労組と協力して2ヶ所で開設

愛媛では、松山と新居浜の2 カ所でアスペスト110番を設 置し対応しました。特に、6月3 0日に松山市のPTA会館で「 アスベストなんていらない松山 集会」を開かれた直後でもあり、ます。さらに、その3件の内2件 スタッフも気合いを入れて取組 みを行いました。また、マスコ ミの報道もかなり活発で、その 1週間前にはNHK四国地方局 でアスペスト問題を扱った特集 ニュースの放映が行われる一方、る内容のものでした。 集会の報道、アスベスト110 番の報道などがテレビ、新聞な どで続き問い合せは和歌山の方 からもありなど、かなり宣伝が なされました。

こうした中、110番の当日 に至ったわけですが、職業病被 災としての相談がどのくらいあ るかは全く分らない状態でした。 結果は新居浜で20件、松山で10 件でしたが、翌日も相談は続き、 余談になるが、NHKテレビ 7月8日で36件に達しています。

その中で、健康被害の相談が12 件あり、アスペストによるもの が9件でした。そして、3件は医 師にアスベストによる悪性中皮 腫または肺がんと診断されてい は死体解剖をしていました。残 る1件についは生存していたの ですが、家族から相談があった 翌日、当人が死亡しておりアス ベストの恐怖を改めて再確認す

健康被害に関する相談の内特 に問題と思われるものの概要は 以下のとおり

Oさん 保温工 悪性中皮腫 4年前死亡(解剖) 調査中 Aさん 電力会社 悪性中皮腫 ・肺がん 7年前死亡(解剖) 裁判検討

Tさん エタニットパイプ悪性中皮腫 相談の翌日死亡 労災申請中 Gさん 保温工 結核 調査中 Yさん 重機 じん肺 入院中 Nさん 吹き付け塗装 じん肺 自宅療養管理区分申請準備中

この他に、アスベスト取り扱い 労働者からの健康相談3件。

保温 38年 解体はつり28年 保温 ?年 アスペスト以外の粉塵よるじ ん肺3件。

(愛媛労働災害職業病対策会議)

の内訳は次のようになります。

6件(当日) 3件(以降)

・職業暴露による健康被害

建物・家電製品当の関係

6件(当日) 4件(以降) 広島での健康被害としては、 アスペストによる肺がん、悪性 中皮腫、石綿じん肺で造船業や 自動車産業の事例であった。そ の内、当日の2件、以降の1件に ついては、相談者と事情聴取な ど調査を継続し労災申請を行う 予定です。

今回のアスベスト110番設 置に際して寄せられた深刻な相 談をふりかえると、関西安全セ ンターの応援を受けて的確な対 応ができたことに感謝していま

(広島労働安全衛生センター)

高いマスコミの関心

広島●肺がん・悪性中皮腫の相談継続

アスベスト110番開設にあ たり、前日、県警記者室におい てアスベスト健康被害等に関す る資料の配布・提供を行い、各 報道機関にも協力を依頼しまし た。

当日は、午前10時からの窓口 開設と同時に、NHK・TBS テレビ・共同通信・RCCテレ ビ等マスコミ取材を受ける中、 被災者の相談に応じました。特 に、NHKは早朝のラジオを通 じていち早く110番窓口開設 を広く呼びかけてくれました。 また、新聞報道は中国新聞・朝 日新聞は共に健康被害を受けた 労働者や遺族の掘り起こしやア スベスト規制法の制定に関する 内容で、特に造船産業が集中し ている広島県の地域的背景があ り、マスコミの関心も高いもの があったと思われます。7月2日 以降もテレビを見て、ラジオを 聴いてとセンターに深刻な相談 が寄せられています。

当センターに寄せられた相談

京都、滋賀から14件の相談

京都●戦前からの石綿暴露に苦しむ声も



電話に応じる宮入代表 さる7月2日、労災福祉センタ ーは、全国安全センターと石綿 対策全国連絡会議が全国一斉に 行った「アスベスト・職業がん

110番」の開設に他の11団体 と共に参加したところ、京都、 滋賀から合わせて14件の電話相 談が当センターに寄せられた。 電話相談の中には、戦前からア スベストの建材を使用し、肺に 障害があるとして入院経験もあ るという80歳になるおじいさん からの声や夫がアスベスト関係 の仕事についており変な咳をす るので心配だとする妻からの相 談など、職業暴露による健康被 害に関する電話が寄せられた。

また、自宅建造物や職場の建 造物にアスベストが使用されて いるが、どのような危険性があ

るか、子供への影響は?、対策 はどうしたらよいか?等の質問 も多かった。こうした市民相談 的に政府、地方自治体が無料で 相談、検査に応ずることのでき る体制が求められている。

また。世界第一位の石綿消費 国であるわが国にアスベスト規 制法の制定が是非必要だ。その

規制法制定の実現にがんばろう。 らないという状態だった。今年 今回受け付けた相談について

は、全国安全センターと相談し て、被害の労災申請が可能かど うか等の検討を進めていくとと もに、今後も随時相談を受け付 け、健康被害の掘り起こしを進 めていくことにしている。■ (労災福祉センター) の6月「急性気管支炎」にかか ったAさんは、「じん肺の疑い あり」と診断された。

センターがAさんと接触を持 てたのは、Aさんの友人がたま たま「110番」を報道するテ レビを見ていて、Aさんの病気 はアスベストが原因ではないか と思い電話してきたからだった。 現在Aさんは、じん肺管理区 分申請の準備を行っている。

とられてない防じん対策

大阪●じん肺管理区分申請等進める

全国一斉「アスベスト・職業 がん110番」の一環として、 大阪でも7月2日電話相談を行っ た。2日以降の分も含めて、相 談件数は84件に上った。3年前 にアスベスト電話相談を開設し た時には、「うちの家の綿壁に アスベストが含まれているので は」といった相談が多かった。 それに比べ今回の電話相談は、 「被害」に絞ったために、「仕 事でアスペストを扱ったことが あるが大丈夫か」といった相談 が多かった。その中で、じん肺 管理区分申請、または労災申請 が可能な事例もいくつかあった。 った。Aさんは再三集じん装置 その一端を報告したい。

●アスベストにまみれて

ブレーキライニングを製造● Aさんは、府下H市にあるア スベスト加工工場で約20年間働 いてきた。主にブレーキライニ

ングを製造している。国内向け にはノン・アスベスト製品を売 り出しながら、東南アジアには アスベスト製品を輸出して大き な利潤を上げているという。A さんの仕事は一次加工されたア スペスト製品にフェノール等に よって化学処理を施し、プレス で型抜きを行いブレーキライニ ングを製造するというものであ る。工程には、グラインダーに よる研磨、電動ノコギリによる 切断などの粉じん作業がある。 会社は集じん装置も付けず、簡 易マスクを支給していただけだ を付けてくれるように頼んでき たが、設置されたのは昨年暮れ のことであった。そのためAさ んは下着の中までアスベスト粉 じんにまみれながら作業しなけ ればならなかった。粉じんによ って仕事が終わっても痰が止ま

●工業地帯の断熱工事に従事 重度のじん肺に苦しむ日々●

奈良県に住むBさんは、かつ てHパッキング製造会社に13年 間雇用された。その後Bさんは、 ある断熱会社に就職、大手断熱 会社の下請け工として、堺、鹿 島、水島、尼崎といった工業地 帯で蒸気配管にアスベストを巻 き付ける断熱作業や、日立造船 の現場に入り、船舶の居住区域 に断熱材を貼りつける作業に従 事した。4~5年前から息苦しさ を覚えるようになった。肺機能 が低下しているため、睡眠中は 空気を吸い込む量が少なくなり、 息苦しさで目が覚めるという。 「空気の薄い山の上で暮らして いるようなものです」とBさん は訴える。Bさんも、現在じん 肺管理区分の申請を準備中であ

AさんとBさんのように、ア スペスト関連労働者の大半は、 小零細の企業に勤めている。労

働組合もないそうした職場では、 談が数多く寄せられた。「アス な回答を用意しておくべきでは 危険性とはうらはらに防じん対 策がほとんど取られていないの が実情である。Aさんの場合の ように、いくら防じん対策を取 るように要望しても会社が聞き 入れないことが多いのではなか ろうか。

AさんやBさん以外にも、ア れが次の課題である。 スベスト製品製造会社に勤務し て肺がんで亡くなった労働者の 家族からの相談など、深刻な相

も一端にすぎない。恒常的で効 果的な被災者発掘活動をどうや って進めていけばよいのか、そ

(関西労働者安全センター

トイレに行く間もなし

神奈川●反省点を今後に活かしながら

神奈川のセンターでの「アス しい悲鳴とはこのことを言うのはなかったか。 だろうと思う。しかし、マスコ ミを通じての相談活動としては はじめての取り組みということ もあり、いくつかの点で反省点 合に対する適切 も残った。

まず、1日集中相談という限 られた時間内で、はたしてどれ だけ丁寧でかつ適切・有効な回 答になっていたか、反省しきり である。事実、神奈川の場合、 やむを得ぬ事情で相談日当日は 1人で対応せざるを得ず、1日中

電話がかかりっぱなしでトイレ がら、次の110番の取り組み ベスト・職業がん110番」の に行く間もないのが実態であっ 相談件数は、7月2日当日のみで た。相談者の話でも、何回電話 25件にものぼった。一言で言え しても話し中ということが多か ば大成功である。なにしろ、たったようだ。少なくとも、窓口 った1日で1か月分に相当する相 電話を2本にし、相談担当者を 談記録を作ったのだから。うれ 交替可能な3名は確保すべきで

> その二。労災 申請の時効にひ っかかる人の場

ベスト・職業がん110番」に なかったか。とくに遺族補償の 取り組んで、あらためてアスベ 場合、申請する権利が5年で消 スト禍の深刻さ、裾野の広さを 滅することを明確にしたうえで、 実感させられた。しかし、それ その他の裁判等の救済手段につ いても答え得る準備をしておく べきであったと思う。

その三。後日相談になった場 合、あらかじめ対応が遅れがち ■ になることを考慮して、その旨 を書いた文書なども用意してお 岩 田 賢 司) くべきではなかったか。神奈川 の場合は、相談者の皆様へ宛て た文章1通と「アスペスト健康 被害110番」のパンフレット を送付した。

> 以上の反省点を踏まえて、ま た、今回の経験なども活かしな に備えたいと思う。

(神奈川労災職業病センター)

▼アスベスト・職業がん 110番開設場所▼



外国人労働者の成人病検診

神奈川●フィリピン人、韓国人29人が受診

今年になって、港町診療所に 通院する外国人労働者の数がグ ンと増えている。新患はすでに 昨年の2倍。内訳は、50%がフ イリピン、30%が韓国、あとは パキスタン、バングラデシュ、 ペルーなど、全部で10ヶ国に及 ぶ。韓国の労働者の患者さんが 急増しているのは、ボランティ アの通訳のHさんの尽力による もの。労災の比率が高い。

7月20日土曜日の午後、「カ 施した。40才以上、フィリピン 人、韓国人あわせて30人を予定。 当日は、20人のフィリピン人、 9人の韓国人が受診した。その うち女性は、名。費用はひと り1,000円。意外だったのは、 60代の老夫婦が受診したこと。 フィリピンから出稼ぎの息子を 頼って日本に来たとのこと。も ちろんオーバーステイ。

健診内容は、身長・体重・視 力などの測定、ハングル、タガ ログに記した問診表を日本語に 写しかえながらチェック。レン トゲンは初めてという人に、通 訳つきで「ハイ息を吸って~」 とやるのも一苦労。血液検査、 心電図、そして診察。医師5名、 通訳3名(ハングル2名、タガロ グ1名)、看護婦4名、その他手

伝いを合わせて15名の体制は、 これからのための経験を積むと いう意味合いも。

1週間後の27日には、健診の

結果説明会を開催。レントゲン を見ながらの医師が説明する (もちろん通訳つき)。そして結 果を記入した表を手渡す。思っ ていたほど悪くはなかったが2 割は治療が必要。これを第1回 目として、これからもやってい こう、というのが、とりあえず の総括。

(港町診療所 早川 寛)

京都労安連絡会議発足

京都●「労働と生きる権利を守る」センターに

7月3日、「京都労働安全衛生 連絡会議」発足記念集会が、岡 ラバオの会」などの協力も得て、 山大学医学部・青山英康教授の 外国人労働者の成人病健診を実 特別記念講演をメインとして開 催された。

> 京都盆地特有の「むし暑さ」 は祇園祭りの巡行日前後にピー クに達するが今年は暑さが、地 表の高温化に比例するように7 月に入って猛暑が続く最中の当 日、参加者は100名を超え、顔 ぶれは21労組(単産、単組を含 め)、その他医療機関、医師ら が参加。

司会は洛南労働安全衛生交流 会の滝川氏が行い、主催者を代 表して関西労災職業病研究会の 豊田氏が決意をこめて挨拶を述 べる。続いて連帯のメッセージ、のだが何時しか忘れられていく。 挨拶が次の各氏より寄せられ披 露される(全国労働安全衛生セ ンター連絡会議、尼崎労働者安 全衛生センター、大阪北摂労災 職業病対策会議、三池大災害原

告団沖克太郎団長)。

「皆の力で労働づくりと職場づ くりを」岡大・青山教授のユー モアあふれる講演に参加者感動

つづいて青山英康教授は独特 の話術とユーモアに富んだ口調 で要旨次のような講演を行った。 「実労働日1日あたり10人の労 働者が命を落としている。しか しマスコミには大きい災害でな い限り報道されることはない。 考えてみれば不思議なことだ。

私は学生諸君へ、最後の講義 で《必ず患者さんの職業を聞け よ》という。つまり《疾病を職 業との関連でとらえよ》と言う

また、年に3000種の新しい物 質、薬品が職場に導入されてい るが、労働省の職業病、労災の 認定順位は、①腰痛、②じん肺、 ③火傷、④化学物質によるもの、



⑤非災害性腰痛一と変わりばえ せず、新しい物質による認定は まれである。

快適な職場づくり、シルバー ヘルスプラン、メンタルヘルス って造りだされる言葉はあるけ れども、労働者の要求であって

いるが、長時間労働のみが過労 ではない。労働の質の変化をみ なければいけない。でないと15 会は成功裡に散会した。 日間休みなしで過労死で認定と いうことだけが強調されると、 10日間で倒れてもダメだーとい うあきらめの事態になる。

強調したいのは、労働者にと っても一番大きいストレスとは、 労働者の労働への創意や工夫を 認めない、あてがわれた単純、 単調労働であり、《俺、何を作 っているの?》という自己錯誤 の感覚に追い込まれることだ。 椅子一つでも自分で調整できる ことが大事だ。皆で労働づくり、を輩出した土地である。 皆の力で職場づくりをめざそう。

」(以上、文責連絡会議)

なごやかな空気の中で「労働 者にとっての労働づくり」の重 要さを強調されて講演を終えた。 弾圧の中、苦闘し、いき続けた

京都労働運動界の著名人の一 マネージメントなど労働省によ 人で当連絡会議代表の一員でも ある前全金京滋地本・山田禧市 郎副委員長が「当面の活動方針 こそ未来をめざす運動は生まれ について」の提起を行い、全員 拍手で承認。最後に、全日本建 過労死が大きな話題になって 設運輸連帯労組関西生コン支部 の金谷執行委員の音頭で「団結 ガンバロー」を三唱し、記念集

> 「山宣」以来の闘いを教訓化 労働運動を中軸とした地域の砦 として

和4年)の当時、ただ一人、帝国 議会において「侵略戦争反対」 「治安維持法反対」を叫び、闘 い抜き、同年3月5日夜、右翼テ 口によって命を奪われた不屈の 闘士、労農党の山本官治代議士

山本宣治は優れた生物学者で

あるとともに、育児制限や安全 衛生問題を労働者、農民、市民 の中に積極的にもちこみ、社会 の矛盾、不正を訴え、糾弾し、 共に闘い、「山宣」の名で愛さ れた。そして有名な最後の演説 で「山宣一人孤塁を守る。だが 私は淋しくはない。背後には大 衆が支持しているから」と叫び、 今日にいたるも敬慕されている 大衆政治家としてその生涯を終 えたが、'29年3月15日、山宣記 念病院建設アピールが救援会よ り発せられ、以来1941年まで無 産者診療所運動が天皇制権力の のである。

戦後、この革新の土壌の上で、 全国金属労組を例にとれば、日 本計算器、三豊工業、伊原製作 所の闘い、あるいは国労大阪新 幹線支部保線所分会の闘い一な どの労働運動としての労災職業 病闘争の路線形成に大きな影響 を与えた闘いの数々、あるいは 全国の大学闘争では初めてであ ろう、1974年の「京都大学の施 設を労働者、被災労働者に開放 せよ」「労働者、人民の立場に たつ学問の創設を」めざした、 ここ京都の地は、1929年(昭 大学解放の闘い、これら労学の 闘いの流れと教訓を受けとめ、 合作し、労働運動を基調とした 統一センターが発足した次第で

> われわれのセンターは、労働 者の基本的な要求である「労働 と自らの尊厳と、生きる権利」 を守る闘いと運動を進める地域

の砦として、共に闘わん一とす ターの諸兄弟の御指導を切望す る、すべての人々に「開かれた」 る次第である。 組織である。

また、全国労働安全衛生セン 東島町50-9山本ピル3F めざすと共に、全国各地域セン

(関西労災職業病研究会)

の拡大を求めましたが、「現時 点での医学的知見を集約して判 事務所:601 京都市南区西九条 断しており、認定基準の見直し はしない」として、被災者を救 ター連絡会議への早期の加入を TEL(075)691-6191/FAX691-6145 済するという前向きの姿勢は全 くみられませんでした。

第11回集会と労働省交渉

被災者全国連●労働者の人権を柱にした労働行政を

して運動を継続、6月22日~23 日にかけて岐阜県伊那市で第11 回全国集会も開催することがで 者雇用のための訓練施設や職域 きました。これもひとえに全国 の皆様の暖かい御支援のおかげ で心より御礼申し上げます。

規衆議院議員の御尽力で労働省 と交渉を持ちました。

今回は特に、アメリカ障害者 法の学習会を行い、またスウェ ーデンにおける障害者の労働や 生活について今集会で特別報告 を受けてきた経過から、被災者 の雇用促進をはじめとして、業 務上認定基準の拡大、労災防止 指導員の権限強化・拡大等々に ついて要請しました。

●ノーマライゼーション

には程遠い労働省

適正給付管理ということで、 療養開始後1年6か月で労災保険 が打ち切られてしまう現状、被 災者にとって職場に復帰する条 件には大変厳しいものがありま す。残された身体、残された能

ないからです。

開発施策がありますが、労災職 業病の被災者にとって活用でき る内容としては不十分といえま さて、7月12日には、五島正 す。健常者と同じ職場で働くと いうことは、ノーマライゼーシ ョンの理念でもあり、労働のゆ とり・職場のゆとりを考えてい くうえでも大きな意味を持つと 思われますが、労働省としては 労働福祉事業の分野でやってき たし、社会復帰指導員もおり、 全く成果が上がっていないとい うことではないと答えました。 被災者の職場復帰に関する責任 ある指導部局についても、どこ の部局と明言できず、ノーマラ いました。 イゼーションの実施には程遠い 回答でした。

■スウェーデンには 労働拒否権がある

その他に最近の裁判によって 業務上認定の行政判断が敗訴し ている事実を踏まえ、認定基準

また、監督官が少なく、20年 に1回位しか事業所をまわりき れないということから労災防止 指導員の権限拡大・強化の検討 を要望しましたが、今年大型事 故専門に特別指導監督官を配置 この1年間、自立した組織と 力を受け入れる企業がほとんど したし、今までも指導してきて 成果が上がっているという説明 障害者雇用促進法により障害 でした。スウェーデンでは危険 な仕事に対し、労働者は労働拒 否権を持っており、活用しても 解雇されないそうですが、日本 ではそのような拒否権はなく、 労働者は自分で自分を守ること ができないことになっています。

> 昨年度よりこれらに関連する ILO条約の早期批准について も要望していますが、「それぞ れの条約に検討を要する問題点 がある」。「今の労働安全衛生 法を守っていない会社もあり、 国としても守れないものを批准 しても仕方ない」という後ろ向 きの姿勢で、労働者の人権より 企業に弱い行政の姿を表わして

経済大国としての責務として もうそろそろ、労働者の人権を 柱にした労働行政を行う時期に きているのではないでしょうか

(労災職業病被災者

対策全国連絡会議)

野中じん肺合併肺がん訴訟大分地裁判決(中)

理 由

一 亡政男の粉じん作業歴

請求原因1の(一)の事実のうち、亡政男が 昭和24年3月から昭和47年5月までの間に(1) ないし(7)(但し、(4)について事業場を除 く。)及び(9)の粉じん作業に従事したこと は当事者間に争いがなく、原告本人尋問の結 果により真正に成立したと認められる甲30号 証、原告本人尋問の結果及び弁論の全趣旨に よれば、請求原因1の(一)の(4)の亡政男が 粉じん作業に従事したのは長門機械株式会社 の事業場であったこと、亡政男は同(8)のと おり名古屋市内の生コンクリート会社におい て鉄骨の溶接作業に従事したこと、同(1)な いし(4)及び(9)の作業は、セメント原料等 による多量の粉じんが発生・飛散している事 業場におけるアーク溶接作業で、右作業自体 も金属粉じんを発生させるものであり同(5) 及び(7)の作業はトンネル坑内におけるアー ク溶接作業、同(6)の作業は鉄工所における アーク溶接作業であり、(1)ないし(7)及び (9)の作業はいずれも多量の粉じんに暴露さ れるじん肺法施行規則2条に規定する「粉じん 作業」であると認めることができる。しかし (8)の名古屋市内の生コンクリート会社にお ける鉄骨の溶接作業は、具体的な作業内容は 明らかにされておらず、作業場所が屋内であ るのか屋外であるのかも明らかでないうえ、 成立に争いのない乙5号証によれば、亡政男 のじん肺健康診断結果証明書の粉じん作業職 歴欄には請求原因1の(-)の(1)ないし(7) 及び(9)の粉じん作業歴が詳細に記載されて いるのに対し、(8)の記載がされていないこ とが認められるのであって、以上の点に照ら せば、亡政男が名古屋市内で従事していた作

業がじん肺法施行規則2条に規定する粉じん 作業であると直ちに認めることはできない。

二 亡政男の病歴、じん肺の病態及び程度

請求原因1の(二)の事実は当事者間に争い がなく、前掲甲30号証、成立に争いのない甲 3号証、10号証、乙5号証の4、5、12号証、16 号証の2、19号証の2、20号証の2、弁論の全 趣旨により真正に成立したと認められる乙22 号証によれば、亡政男の罹患したじん肺の種 類はけい肺であり、同人は両肺ともけい肺症 に罹患していたこと、前示のとおり、亡政男 の主治医である長門宏医師は亡政男のじん肺 の程度は管理4と診断したのに対し、滝隆医 師は長門宏医師による亡政男の肺機能検査の 結果では亡政男に肺機能の著しい障害がある (F++)と認めることはできず、F(+)とみる のが相当であるから、亡政男のじん肺の程度 はじん肺管理区分3イと診断し、福岡地方じ ん肺審査医である小野庸医師、産業医科大学 産業生理科学研究所の馬場快彦医師も亡政男 はじん肺管理区分3イと判断するのが相当で ある旨の意見書を提出したことが認められる。

三 亡政男の死亡とその原因

亡政男の死因を除くその余の請求原因1の (三)の事実は当事者間に争いがなく、前提甲 3号証、10号証、乙16号証の2、19号証の2、 成立に争いのに乙4号証の2、5号証の2、16号 証の2、18号証の2、26号証及び弁論の全趣旨 によれば、亡政男は、長門記念病院において 治療を受けていたが、右肺野の空洞が大きく なってきたことから肺結核が悪化したものと 診断され、昭和57年1月16日同病院に入院し、 肺結核に対する治療を受けたが、症状の改善 はみられず、結核菌検査の結果でも結核菌が 証明されず、右空洞内に液貯留がみられたの で空洞内感染によるものと診断され、抗生物

質の大量使用が行われたが、症状が悪化した ため大分医科大学附属病院に転院し、同病院 で空洞内の液を検査しても結核菌は発見され ず、生検の結果肺がんと診断されたこと、亡 政男の病理解剖の結果によると、亡政男の右 肺下葉S6に陳旧性の結核性空洞が存在し、 その空洞壁の全周にわたってがん組織が存在 し、空洞の一部には再生偏平上皮がんが存在 したこと、がんの組織型は偏平上皮がんと腺 がんとが混在する低分化型腺偏平上皮がんで あり、がんは右肺動脈、両肺門リンパ節等に 転移していたこと、右肺下葉の空洞から大量 喀血があり、両側気管支及び肺胞内に大量の 血液吸引がみられたこと、右肺には間質性肺 炎または繊維症の症状がみられ、右気管支粘 膜の偏平上皮化生、著名な繊維性肥厚を伴っ たび慢性胸膜癒着(右胸膜)がみられるほか、 両肺にけい素の沈着並びに小結節が多数みら れたこと、亡政男は肺がんによる右肺空洞部 からの大量喀血により引き起こされた気管支 及び肺胞内の大量の血液吸引により死亡した こと、亡政男の肺がんは右肺下葉空洞瘢痕か ら発生した瘢痕がんとみるのが相当であるこ と、以上の事実が認められる。

右事実によれば、亡政男はじん肺に合併し た肺結核による病変である右肺下葉の空洞瘢 痕から発生した原発性の肺がんにより死亡し たと認められ、右認定に反する証拠はない。

四 本件不支給処分等

請求原因2の(一)の事実のうち、原告が亡 政男の妻であったこと、同2の(二)(本件不 支給処分の存在)、同3の(一)、(二)(審査請 求及び再審査請求の経由)の各事実はいずれ も当事者間に争いがなく、同2の(一)の事実 のうち、原告が亡政男の死亡当時その収入に より生計を維持していたことは被告において 明らかに争わないから、これを自白したもの とみなす。

五 亡政男の肺がんの業務起因性について

そこで、亡政男の死亡が労災保険法12条の 8第2項、労働基準法79条、80条の規定する「 労働者が業務上死亡した場合」に該当するか 否かについて検討するが、亡政男の死因であ

る肺がんは、労働基準法75条2項、労基規則3 5条別表第1の2第5号において業務上の疾病と 認められたじん肺法施行規則1条に掲げられ た疾病ではないため、同別表第1の2第9号に 規定する「その他業務に起因することの明ら かな疾病」に該当するか否か、すなわち、業 務と相当因果関係があるか否かについて検討 する。

なお、本件においては、亡政男は、前記の とおり粉じん作業に従事してじん肺に罹患し、 じん肺に合併した肺結核による右肺空洞瘢痕 から原発した肺がんにより死亡したが、じん 肺及びこれに合併した肺結核については労働 基準法75条2項、じん肺法施行規則1条、労基 規則35条別表第1の2第5号により業務上の疾 病として粉じん作業との間に一般的な業務起 因性が肯定されているので、亡政男が罹患し ていたじん肺及び合併症である肺結核と肺が んとの間に相当因果関係の存在することが認 められれば、結局肺がんの業務起因性も肯定 されることとなる。

そこで、以下においてじん肺(合併肺結核) とこれに合併した肺がんとの相当因果関係の 存否について検討する。

1 じん肺と肺がんとの関連に関する医学的研

成立に争いのない甲4号証、6号証、11、12 号証、13号証の1ないし3、15号証の1ないし3、 18号証の1、2、19号証、20号証、22号証、24、 25号証、27、28号証、31ないし34号証、乙14 号証、23号証及び弁論の全趣旨により真正に 成立したものと認められる甲5号証、23号証、 証人山本真の証言並びに弁論の全趣旨によれ ば、次の事実を認めることができ、右認定に 反する証拠はない。

(一) じん肺(石綿肺を除く、以下同じ。)に原 発性肺がんを合併する症例は、諸外国では 1920年代よりわが国では1940年代後半より 報告が見られるようになり、近年その数が 次第に増大してきたのに伴い、じん肺とこ れに合併した肺がんとの間に因果関係が存 在するか否かが注目され、右の点に関連し て、けい肺症の組織変化と肺がんとの関連 性を示唆する佐野辰雄の論文、けい肺症患 者の肺がん合併率が高度であってけい肺と 肺がんとの密接な関連を指摘する藤沢泰憲 ・菊地幸吉らの報告等がなされるに至った。

そこで、労働省は、じん肺と肺がんとの 関連を検討させるため、珪肺労災病院の千 代谷慶三を座長とし、じん肺の臨床研究者、 じん肺の病理学専攻者、労働衛生専攻者、 疫学専攻者といった医学専門家を構成員と する専門家会議を設置した。専門家会議は 昭和51年9月以降、じん肺と肺がんとの因 果性に関する数多くの国内外のレポートを 概括的に見直したうえ、最近の知見を加え て両者の因果関係に関する意見を取りまと め、昭和53年10月18日付で専門家会議報告 書(乙14号証)を労働省労働基準局長に提出 してその検討結果を報告した。

専門家会議報告書はけい酸又はけい酸塩 粉じんによって惹起されたじん肺(珪肺)を 中心に、これと合併した肺がんとの関連性 について検討を加えたものであり、専門家 会議報告書において示された医学的見解の 概要は以下のとおりである。

(1)粉じんの発がん性について

無機粉じんの発がん性については、従 来よりクロム、ニッケル、ベリリウム、 石綿等による肺がん発生の実験的研究が あり、その他発がん性が疑われる粉じん としてはコバルト、酸化鉄等があげられ ている。

一方、けい酸粉じんの発がん性につい ては、一部に長期粉じん暴露実験におい て悪性腫瘍発生の陽性成績が得られたと の報告があるが、諸家の報告の多くは否 定的な見解を示しており、現時点におい ては、この種の粉じんの発がん性につい てこれを積極的に肯定する見解は得られ なかった。

(2) 実験病理学的成果について

吸入された粉じんは、その物理化学的 特性によって気管支、細気管支、肺胞を 含む気道系及びその周囲の間質組織、肺 内リンパ組織、胸膜等に複雑な生体反応

を惹起し、いわゆるじん肺性病変を発生 させる。その生体反応の場は細気管支、 肺胞系が中心である。この病変に急性及 び慢性の感染症等による修飾も加わって、 究極的には気道変化、肺の繊維化、気腫 化等の様々なバターンのじん肺性変化に 至るものである。

じん肺に合併した肺がんは、このよう なじん肺性変化の進展過程のいずれかの 時点において発生するが、両者の間の病 因論的関連性については、いまだ不明の 点が多い。これらを解明する有力な手段 として実験病理学的手法があるが、右課 題に即応しうる実験モデルの作成は今日 なお極めて困難であり、したがって、こ れまでの実験成果から得られる情報は乏 しく、かつ、限られた範囲のものでしか

(3) じん肺と肺がんの合併症例の病理学的 検討について

剖検された多くの症例が病変の進行し た肺がんであるため、じん肺と肺がん発 生の因果関係を病理形態学的観点から確 かめることは難しい。しかし、比較的早 期の肺がんとじん肺との組織学的関係の 検討やじん肺に合併した肺がんと一般の 肺がんの比較等を行えば、その因果関係 の有無について何らかの示唆を得る可能 性がある。

一般に外因性肺がんの組織型は扁平上 皮がんが多い傾向にあるとされ、じん肺 に合併した肺がんも扁平上皮がんが多い 傾向にあるとされているが、一般の肺が んに比較して統計学的に有意差はない。 原発部位は、下葉原発が上葉のほぼ2倍 と多く、一般の肺がんについては上葉原 発が多いか下葉とほぼ等しいことと比較 して対照的あるとされ、下葉に好発する と報告されている石綿肺における肺がん との類似が注目される。

しかし、外因性の肺がんには職業性の がん原性因子暴露に起因するもののほか に、喫煙のような非職業性の原因による

ものが含まれるので、単にがんの組織型 とか原発部位のみから直ちに職業性のが んであるか否かを判定することは困難で ある。

じん肺の程度と肺がん合併頻度の関連 については、肺がん合併例をじん肺エッ クス線病型別にあるいは病理組織学的に 観察して、じん肺病変の程度が高度なも のよりもむしろ中等度または軽度のじん 肺に肺がん合併が多いとする報告がある。 しかし、じん肺における病変は極めて多 彩であり、重症例は比較的若年で死亡す ること等を考えると、じん肺性病変の程 度と肺がん合併率との関係のみをもって 直ちに両者の間の量-反応関係を否定し 去ることはできない。

じん肺に合併した初期の微小がんの病 理組織学的観察では、けい肺症性病変と がん病巣との間の密接な接触性と病理組 織学的変化の連続性を認めた報告があり、 厳密な瘢痕がんの病理学的診断基準に適 合する例もあげられており、これらの病 理形態学的な事実は、じん肺が肺がんの 発生母地であることの直接的な証拠にな らないが、その可能性を強く示唆するも のと考えられる。

じん肺における気道上皮の病理学的変 化について、岩見沢労災病院の剖検例で はほとんどのじん肺例(124例中109例、8 8%)に程度の差、組織像の差はあれ、急 性及び慢性気管支炎の病理組織像が確認 された。粘膜上皮の変化は気管支炎と必 ずしも並行しないが、じん肺における基 底細胞増殖の頻度が高いことは気管支炎 に基づくと考えられる。基底細胞増殖自 体はがん発生と直接結びつくとはいえな いが、じん肺における長期間持続する刺 激とこれに基づく慢性炎症、上皮の増殖 性変化は発がん母地となりる可能性が大 きいとの報告がある。

じん肺においては、慢性気管支炎、細 気管支炎などを背景とした慢性間質性線 維症はしばしば認められ、これに細気管 支、肺胞の著明な拡張を伴った蜂窩織肺 が生ずることが多い(じん肺126例中16例、 12.7%)。注目すべきは、この病変には 末梢気道上皮の腺様増殖が必発なことで ある。このようなじん肺性慢性炎症、肉 芽組織あるいは瘢痕が気管支上皮、末梢 気道上皮の病的増殖を起こすことによっ て生ずる通常の意味の瘢痕がん発生の可 能性、次に、じん肺性瘢痕が同時に吸入 された何らかのがん原物質を肺内に停滞、 局在させる可能性をあげている報告があ り、また、じん肺性瘢痕は肺間質、肺胞、 末梢気管支上皮に剥離、修復機転を繰り 返し起こさせたり、粉じんの停滞が気管 支粘膜上皮を刺激し、慢性炎症性変化を 起こし、さらには上皮の化生増殖を起こ してがん発生の母地となる可能性をあげ る報告もある。

しかし、現状では以上の事実をもって しても、病理形態学的立場からじん肺性 変化が肺がんの発生母地となり得ると断 定するには証拠が乏しい。今後じん肺に おける上皮内がん症例の成績の蓄積がな され、それらとじん肺病変との病理組織 学的連続性が証明されて初めてじん肺と 肺がんとの因果関係の存在が結論させる と考えられる。

(4) 剖検例から見たじん肺と肺がん合併の 統計的検討について

一般に剖検統計では症例の選択による 偏りが現れやすい欠点があるが、日本病 理学会編集の日本剖検輯報は、わが国の 大病院、大学病院のすべての剖検例を網 羅し、わが国の剖検例のほとんど全例が 集録されており、世界的にその量と正確 度で最も信頼できる資料である。一方、 岩見沢労災病院は、北海道地域のじん肺 患者の約70パーセントが受診し、死亡し たじん肺患者の74.4パーセント(昭和47 年から昭和51年までの平均値)を取り扱 い、じん肺のセンター病院としての機能 をもち、かつ同病院で死亡したじん肺患 者は、特殊事情がないかぎりほぼ全例が 剖検され(1956年から1977年までの同病 院の死亡者は348例である)、医師側の選 択の可能性は少なく、北海道地方のじん 肺患者の動向をかなり正確に反映してい ると考えられるところから、日本剖検輯 報(1956年から1976年)及び岩見沢労災病 院(1956年から1976年)の各調査成績をも って、現時点において最も信頼するに足 りるじん肺剖検統計の資料であると考え、 これらの資料と厚生省死因別統計とを比 較検討した。

それによれば、岩見沢労災病院剖検例 では、じん肺の肺がん合併率は、昭和39 年になされた報告(武田)では20パーセン ト、次いで昭和45年のそれ(菊池ら)では 16.9パーセント、昭和50年になされた2 件の報告ではそれぞれ16.2パーセント (藤沢)及び15.8パーセント(奥田ら)、さ らに昭和51年12月現在では剖検総数327 例中49例(15.0パーセント)を示しており、 剖検総数が増加するにつれて、若干減少 の傾向を認めるが、それでも15.0パーセ ントという高率を保持している。

一方、昭和33年から同49年までの日本 剖検輯報に登録されたじん肺剖検例は11 72例であり、うち179例(男子175例、女 子4例)、15.3パーセントに肺がんの合併 を認めた。この比率は岩見沢労災病院剖 検例とほとんど一致する。

一般に剖検例には医師側の選択が入り、 特に悪性腫瘍に偏りが見られる傾向があ るが、岩見沢労災病院のごとくほぼ全例 が剖検される施設における成績と全日本 じん肺剖検例の成績が一致することは決 して偶然とは考えられない。実際、肺が ん合併率が北海道のみならず、四国(44. 4パーセント)を除く各地域とも10ないし 20パーセント、平均15.3パーセントとい う高率を示し、また職種別でみてもほぼ 14ないし16パーセント程度で肺がん合併 の認められたことは、じん肺における肺 がんの合併が単なるサンプリングの偏り によるものでなく、有意に頻度の高いこ

とを示唆している。

なお、奥田らによる岩見沢労災病院の 剖検例は、そのほとんどの例で肺がんは じん肺認定後に発生したものであるが、 肺がんに罹患した患者が選択的に同病院 を受診した疑いを払拭できない。そこで、 昭和31年から昭和50年までの間に同病院 で剖検された55例について初診から死亡 までの経過を再検討し、入院後1年以内 に肺がんが合併した17例を入院時に肺が んがあったと仮定して除外し、残り38例 について肺がんの合併頻度を計算した。 これは最も少ない肺がん合併数をとって、 危険度をみようとしたものである。同病 院の臨床診断と剖検診断の一致率は低く 見積って60パーセントであるから、右38 例のうち、23例が臨床診断のみで肺がん と診断されたことになる(38×0.6=22.8)。

同じ期間の同病院のけい肺患者死亡数 は343例であるので、臨床診断のみで発 見された場合の肺がんの合併頻度は6.7 パーセント(23÷343)となる。

対照として、全日本死亡例における肺 がん合併例(臨床診断が主体)の全死亡中 に占める割合を見ると、昭和40年及び同 45年の40歳以上の男子では2.3パーセン トにすぎない。したがって、岩見沢労災 病院におけるけい肺患者の全死亡中に占 める肺がん合併率は、臨床診断のみで発 見されたと見込まれる合併症例数のみで 検討しても全日本死亡例における合併率 の3倍近く高かったことになる。なお、 実際の肺がん合併リスクはもう少し高い ものと思われる。

じん肺剖検例の部位別悪性腫瘍頻度を 見ると、男子のみの全悪性腫瘍に対する 肺がんの割合は、全国じん肺剖検例(昭 和33年から昭和49年)では46.1パーセン ト、岩見沢労災病院剖検例(昭和31年か ら昭和48年)では47.1パーセントで、厚 生省人口動態統計(昭和49年)の13.2パー セントよりも高く、全死亡に対する肺が んの割合も全国じん肺剖検例で15.7パー セント、岩見沢労災病院剖検例で15.8パ ーセントと厚生省人口動態統計の2.6パ ーセントの約6倍を示している。口腔・ 咽喉頭がんの全死亡に対する割合は、人 口動態統計の0.2パーセントと比較する と、全国じん肺剖検例は1.3パーセント、 岩見沢労災病院剖検例は0.8パーセント で、それぞれ6.5倍、4倍と高く、全国じ ん肺剖検例及び岩見沢労災病院剖検例に おける全悪性腫瘍及び全死亡に対する割 合が人口動態統計のそれよりもいずれも 上回っているのは、肺がん及び口腔・咽 喉頭がんの二者のみである。一方、胃が んをはじめその他の悪性腫瘍では右割合 がほぼ同率かあるいは低い。このことか らけい酸を含む粉じんは上部呼吸器及び 下部呼吸器に対して発がん性を促す方向 に作用している可能性がある。

(5) 一般医療機関におけるじん肺合併肺が んについて

じん肺患者の医療を担当する全国一般 病院施設における外来、入院患者の調査 成績では、初診時に肺がんの症侯のあっ たものが56パーセントを占めていたが、 全体として肺がんの合併頻度は高い傾向 にあった。

それらの症例の肺がん発見時のじん肺 エックス線病型は、軽度もしくは中等度 進展例が過半数を占めていた。

右のとおりじん肺患者のうち剖検が行 われた集団のみならず、けい肺を主体と するじん肺で療養中の患者集団において も、肺がん合併率が高い傾向が窺われる。

(6) じん肺と肺がんとの合併に関する疫学 的考察について

じん肺患者における肺がんの合併につ いて、臨床病理学的ならびに臨床疫学的 ないくつかの報告を中心に、他のがん原 性物質が関与する職業がんと比較しつつ、 疫学的立場から、関連の普遍性、時間的 関係、関連の強さ、関連の特異性、他の 生物的所見との一致性の各項目に着目し て検討を加えた結果は、以下のとおりで

ある。

けい肺合併肺がんについては、わが国 の臨床病理学的調査及び臨床疫学調査は、 どのけい肺集団をとってみてもすべて肺 がん合併率の高い蓋然性のあることを示 唆しているが、その程度は調査で若干異 なっており、外国における調査でも、け い肺に肺がんの合併する頻度は高低さま ざまで一定していない。また、国内外と もほとんどの調査が一般人口を基礎とし ていないので、そのまま比較することは 困難であり、その評価にも限界がある。

原因と結果の時間的関係については、 けい肺合併肺がんはけい酸またはけい酸 塩粉じんの暴露開始後概ね10から40年経 過後に発症しており、大部分が20年以上 経過後であることは、既知の職業がんの 場合に似ている。

けい肺の肺がん合併のリスクは、既知 の職業がんにおけるリスクに匹敵するほ ど高いものは認められず、肺がん発生の 明らかな量-反応関係も認められない。 ただし、全国的に見てけい肺有所見者で はエックス線写真像のPR1からPR2 が大部分を占めていること、重症例はよ り若年で死亡することを考えると、量と 反応の関係は全く存在しないとはいいき れない。

けい肺合併肺がん症例には特異な知見 は得られていない。けい肺が大多数の肺 がんに認められるという事実はない。

肺がんの組織型についてみると、扁平 上皮がんが一般の肺がんに比して若干多 く、腺がんが少ない傾向にあるが、他の 職業がんの場合と同じという程顕著でな い。がん発生の部位は、けい肺例では肺 下葉に多い特徴を有し、石綿肺合併肺が んの場合に類似している。なお、一般の 肺がんは上葉に多い。

現在けい酸又はけい酸塩粉じんに明ら かながん原性があるとの報告はない。

以上を総括して考察すると、けい肺と 肺がんとの間に何らかの関連性のあるこ

とは強く示唆されるが、一方既知の職業 がんと同一のレベルで論ずることができ ないことも事実である。検討した資料が 既知の職業性肺がんに比べて量的に少な いこと、質的にも関連性の強さの程度が 明らかでないことが確定的な結論を引き 出し得ない主因である。

(二) 千代谷慶三は、日本災害医学会会誌第29 巻第3号(昭和56年3月1日発行)に、次のと おり報告している。

すなわち、昭和46年から昭和54年の間に 珪肺労災病院において療養した患者集団の 中から、療養経過中新たに原発性肺がんを 合併し、死亡に至った症例について調査し た結果、昭和50年以降におけるこの集団の 原発性肺がん死亡のリスクはわが国の人口 のそれに比べて高いが、近年に至って患者 集団の肺がん死亡のリスクがにわかに高ま ってきたことは注目すべき現象であり、そ の理由は、患者集団が年々延命し、その平 均死亡年齢が肺がん発生年齢に達し、じん 肺患者が本来持っている高い肺がんリスク がようやく顕在化してきたことにある。死 亡12例のうち扁平上皮がんは7例、腺がん3 例、その他2例であった。主に胸部エック ス線写真がじん肺由来の陰影に覆われて肺 がん陰影の識別を困難にしていることから、 じん肺に合併した肺がんの早期の臨床診断 は一般の肺がんに比較して困難をともなっ た、と報告している。

(三) 菊池浩吉及び奥田正治は、日本災害医学 会会誌第29巻第3号(昭和56年三月1日発行) に掲載された、岩見沢労災病院の剖検例を 調査対象としたじん肺と肺がんとの関連に 関する「じん肺と肺がんについて一病理の 立場から一」と題する論文において、右の 点に関して概要次のような見解を発表した。 すなわち、昭和31年から同54年までの岩 見沢労災病院におけるけい肺剖検例406例 を臨床病理学的及び統計学的に検討し、昭 和33年から同49年までの日本病理剖検輯報 のじん肺剖検例1172例の統計的検討を加え た結果、けい肺症に肺がんの合併頻度が高

いことはほぼ容認される事実と思われ、じ ん肺合併肺がんの組織型は、一般肺がんの それに比べて扁平上皮がんが有意に多く、 これは外因性の肺がんの多発を示唆した。 また微小がんの観察では、その部位はいず れも肉眼的、組織学的にけい肺症の瘢痕に 接して存在し、けい肺症との何らかの関連 が示唆された。じん肺症一般の気道上皮の 変化からは、細気管支粘膜上皮、肺胞上皮 の増殖性病変が示唆的であり、とくに吸入 物質の沈着の場としての瘢痕の存在を考慮 する必要があると考えられる。実験的にじ ん肺と肺がんとの関連を立証することはか なり困難であるが、粉じんと発がん物質を 同時に肺内投与する実験は多く、いずれも 粉じん投与時に発がんを促進する成績を得 ている。。なお、肺結核の肺がん発生にお ける意義については否定的である。まとめ として、じん肺と肺がんとの関連について、 剖検統計、病理学的観察から、両者の間に 密接な因果関係を示唆する成績を得た、と している。

(四)安田直也、佐々木雄一、酒井一郎、田辺 孝一、伊藤康、安曽武夫、奥田正治は、日 本災害医学会会誌第29巻8号(昭和56年8月1 日発行)に掲載された「じん肺症に合併し た肺がん症例の臨床的検討」と題する論文 において、昭和50年7月から昭和55年6月末 までの期間に岩見沢労災病院において診療 を受けたじん肺患者の中から、肺がんの合 併を診断された37例についての臨床的検討 の結果を次のとおり報告した。

すなわち、右期間に診療を受けた全じん 肺症患者を母集団として計算すると、じん 肺症患者の肺がん発病率は同年代の日本人 の6.8倍であり、じん肺症合併肺がんは、 一般の男性肺がんに比し、扁平上皮がんが 多く、腺がんが少ない傾向が見られた。喫 煙量との関係では、肺がん合併患者群には 一般のじん肺症患者群より重喫煙者が有意 に多いという結果であり、じん肺症に合併 する肺がんの発症にも喫煙が影響している と考えられる、と報告している。

(五) 佐野辰雄は、労働の科学第36巻11号(昭 和56年1月1日発行)において「炎症とがん -刺激の多様性と細胞反応の単純性」と題 して、「じん肺に合併する肺がんの増加は、 粉じん巣の線維化の進行には直接の関係は なく、気管支炎と細気管支炎の発生と進行 に密接に関係し、炎症による変性と再生の 繰り返しの結果であろうとし、また、多様 な刺激もそれが細胞に働いたときは、細胞 が壊死するか、増殖するか、自律的な増殖 (がん化)を起こすのかの三つの方向にしか 向わず、がん化は特殊な物質に対して特殊 に起こる生体反応ではなく、刺激に対する 細胞反応の一連の現象である。人体でのが ん原物質による発がんには、その物質の量、 作用期間以外に、組織細胞の新陳代謝の旺 盛な組織ほど発がんは起こりやすく、この 観点から各臓器における慢性炎症の存在は 重要である。」と述べている。

更に同人は、じん肺に肺がんが合併する メカニズムに関して、医学的に次のとおり 説明できるとしている。

すなわち、がんはがん原物質があるとい うだけでいきなり起こるわけでなく、がん 原物質が働く人間の体のほうにある条件が 整わないと現実の発がんは起こらず、がん の発生は人間の体にがんができ易くなる状 態ができているかどうかが非常に大きな関 係がある。人間の細胞は、異常な物質代謝 を行うとその結果として細胞の核内にある 遺伝子が変異を起こして自律的に増殖し、 増殖するだけの部位を作るが、それががん である。

じん肺は、結節ができて線維化が起こる だけでなく、必ず粉じんのために気管支炎 を起こすが、その気管支炎の継続が長く続 いたものほど次第にがんができやすい状態 になり、最終的に発がんする。その場合に 同時に入ったがん原物質の役割は、そのよ うながん化を促進するということであり、 がん原物質がなくても発がんは起こりうる。

じん肺の程度が軽度なものに肺がんが多 く合併する理由として、レントゲン写真は 結節が大きく、線維化が強いほど陰が多く なるから、レントゲン写真上は高度にみえ ても、実際解剖してみると、結節と結節の 間にはまだ使える肺がたくさんあり、また、 結節が大きく固まってしまうから、気管支 の変化が実際には少ないのに対し、気管支 炎化を主にするじん肺はレントゲン写真上 では陰影が比較的少なく、進行しているよ うに見えないが、実際に内容的には気管支 の変化は進んでいる、つまりレントゲン写 真の陰影の量が多いからといって肺の中の 変化が強いとは限らないことが考えられる、 としている。

(六) 海老原勇は、労働の科学第36巻11号(昭 和56年11月1日発行)に掲載された「今日の 職業性肺がん一職業性肺がんをめぐる現状 と問題点」と題する論文において、発がん 物質への暴露以前あるいは同時に炎症を起 こさせておくと発がん物質への暴露以前あ るいは同時に炎症を起こさせておくと発が んしやすく、このことは発がんにおける生 体側の条件として慢性炎症が重要な役割を 果していることを示している、気道の慢性 炎症である慢性気管支炎では、気管支腺の 肥大と機能亢進、気管支筋の肥大から線毛 細胞の変化、脱落、修復などを繰り返し、 気管支上皮の基底細胞やリザーブ細胞の増 殖による層形成などが起こり、線毛上皮が 扁平上皮に化生していく一方、異型増殖が 起こる。細気管支炎の慢性炎症では内腔が 容易に閉塞しやすく、小無気肺巣ができた り、換気不全の部分ができたりして、細胞 は異常な環境化で異常な代謝を営むことに なる。こうした状態は発がんへの好適な状 態であり、このような状況下に発がん物質 が作用することにより、がんへの「ひきが ね」が引かれ、現実のがん発生へと結びつ くと考えられる、と報告している。

また、同人は、同誌に掲載された「じん 肺と肺がん一じん肺における発がんの母地 を中心に」と題する論文において、比較的 最近までの報告にはじん肺(特にけい肺)が 肺がんのリスク・ファクターであることに

消極的なものが多かったが、じん肺患者の 延命がはかられ、肺がんの好発年齢以上に 生存する者が多くなってきた最近の研究報 告では一致してけい肺に肺がんの過剰死亡 を認めているとし、そこで、けい肺と肺が んの関連をじん肺における組織変化と発が ん母地という面から労働科学研究所に保存 されているじん肺剖検例の病理学的特徴の 有無を検討して、じん肺にみられる病理組 織学的変化そのものが発がんの好適な母地 となっていることは、病理組織学的検討か らも明らかであると考えられた、と報告し ている。

さらに、同人は、労働の科学第39巻12号 (昭和59年12月1日発行)に掲載された「じ ん肺をめぐる社会医学的諸問題」において、 粉じん作業者の肺がんのリスクは1.5ない し4.0程度であり、肺がんの原発部位は、 じん肺所見の軽度のものでは肺門型が多く、 中程度から高度のじん肺では塊状巣に接し た部位や塊状巣が形成されようとしている 部位からの肺野型が多い。粉じん吸入によ り細胞性免疫が低下することが知られてお り、粉じん作業者は職業的にがん細胞に対 する免疫機能を低下させる物質を吸入して いることになる、と報告している。

また、同人は、日胸疾会誌27巻5号(平成 元年)に掲載された「じん肺と肺がんに関 する病理組織学的検討」と題する論文にお いて、じん肺と肺がんの関連性につき48例 のじん肺合併肺がんを対象に病理学的に検 討を加えた結果を次のとおり報告した。

すなわち、肺がんの組織型は扁平上皮が んが最も多く(26例)、次いで小細胞がん(1 1例)腺がん(7例)であった。扁平上皮がん、 小細胞がんは中心型、末梢型共にみられた が、腺がんは末梢型に限られていた。原発 部位は軽度のじん肺では右肺に多いが、中 等度、高度のじん肺では左右差は見られな い。また、軽度のじん肺は上葉原発が多い のに対し、中等度、高度のじん肺では上葉、 下葉に差はみられなかった。軽度のじん肺 では中心型肺がんが多いのに対し、中等度

と高度のじん肺では末梢型肺がんが目立っ た。末梢型肺がん原発部位は塊状巣の好発 部位と一致しており、末梢型肺がん18例中 塊状巣の前端部に発生した瘢痕がん1例、 塊状巣形成過程の部位に生じた瘢痕がん2 例を含め7例は確実に塊状巣との関連性が 認められた。なお、昭和35年から昭和61年 までの間の自験のじん肺連続剖検例中の肺 がん合併率は140例中25例、17.9パーセン トで、この間の自験のじん肺剖検率(140/1 52、92.1パーセント)を考慮しても、肺が ん合併率は高率であった、と報告している。

(七)昭和58年9月西ドイツのルール大学で開 催された第5回国際じん肺会議においては、 アメリカからの炭鉱夫に対する疫学的調査 からは肺がんのリスクが認められないとの 2件の報告があった以外はじん肺患者に肺 がんのリスクが高いとの報告(デンマーク からは鋳物工について肺がんと泌尿器がん が有意に高率であったとの報告、フィンラ ンド、スウエーデン及び日本(千代谷慶三) からはけいはい症の患者に肺がんリスクが 高いとの報告、海老原勇からは低濃度けい 酸じんの暴露を受けたじん肺患者肺がんの リスクが高いとの疫学的調査の報告がなさ れ、じん肺患者に肺がんの発生が高率であ ることを前提として西ドイツのヴォイトビ ッツの掲げた三つの仮説(①けい酸じんが 直接に肺がんを発生させる、②けい酸じん 暴露によって生じた肺内の組織変化が肺が ん発生母地となる、③粉じんと同時に吸入 した発がん性芳香属炭化水素が発がんの要 因となる。)について討議が行われ、①に ついては疫学的結果からこれを否定する考 えが大多数であり、③についてはさしたる 論議はなされなかったが、②については粉 じん吸入と慢性気管支炎あるいは粉じん巣 が肺がんの発生母地となるだろうとの考え 方が強く打ち出され、促進要因として喫煙 が指摘されたが、このような考え方に対し て否定的な意見は提出されなかった。

(次号に続く)